

令和6年第5回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月10日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 谷川暢一君 | 2番  | 川島富士夫君 |
| 3番  | 西村毅君  | 4番  | 倉谷明君   |
| 5番  | 増井文雄君 | 6番  | 藤田正美君  |
| 8番  | 熊谷勘信君 | 9番  | 島津秀樹君  |
| 10番 | 辻岡正和君 | 11番 | 坂本豊君   |
| 12番 | 今井富雄君 | 13番 | 北原武道君  |
| 14番 | 松本孝雄君 |     |        |

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本隆司 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 町長      | 渡辺英朗  | 副町長       | 二本松正広 |
| 教育長     | 松宮毅   | 会計管理者     | 三宅宗左  |
| 総務課長    | 竹内正   | 総合政策課長    | 岸本晃浩  |
| 観光商工課長  | 田中啓司  | 税務住民課長    | 中西みや子 |
| 環境安全課長  | 中村辰也  | 福祉課長      | 山口勉   |
| 子育て支援課長 | 旭明男   | 健康医療課長    | 池田和哉  |
| 建設課長    | 吉村卓也  | 上下水道課長    | 飛永浩志  |
| 産業振興課長  | 中村和幸  | パレオ文化課長   | 山本裕之  |
| 歴史文化課長  | 松宮登志次 | 教育委員会事務局長 | 宮田雅秋  |

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時15分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、坂本 豊君、12番、今井富雄君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は6名の皆さんから通告がありました。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、1番、谷川暢一君、6番、藤田正美君、4番、倉谷 明君、2番、川島富士夫君、5番、増井文雄君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は10時18分までとします。

○1番（谷川暢一君）

おはようございます。日に日に寒くなってまいりまして、雪の心配をしなくてはいけない時期となってまいりましたが、雪の降らない国から来ている方々にとっては、雪は待ち遠しいもので、うれしいものだそうです。では、通告に基づき質問させていただきます。

まずは、様々な在留資格を取得して日本で働く外国人就労者の当町での受入れ状況とその支援についてお伺いいたします。

近年、技能実習制度を活用し、日本で開発され培われた機能や技術・知識を習得し、実習期間の終了後も特定技能制度により就労するなど、そのほか様々な在留資格を利用して日本で働く外国人は、その現場においては人手不足を解消する重要な人材となっている側面があるようです。福井県内でも、こういった制度による様々な企業や施設での

外国人の就労が見受けられます。

若狭町においても、2016年から2019年に、外務省が所管している独立行政法人国際協力機構、略してJICAの草の根技術協力事業に参画し、東アジアの国ラオスの職業訓練校における町内建設業者による木材加工・建築の技術指導や、ラオスからの実習生の受入れ等に関わっております。町の活性化や人口減少・働き手不足解消にもつながる取組として有効な手段の一つかと思われませんが、幾つかの課題も見受けられます。

専門資格取得のための学費等の助成補助や地域社会との交流、また日本で働き続けるため家族での永住希望など、当事者及び受入れ企業からは様々な悩み、要望があるようです。民間の組織や個人などからボランティアやいろいろな支援の取組もあるようですが、まだまだ不十分なように思われます。

これからの地方における様々な業種での人材不足や人口減少対策として、外国人労働力の受入れは避けては通れないことかと思われます。文化や生活習慣の違いによるトラブルや地域との交流不足によるあつれき、治安の悪化などを未然に防ぐためにも、国だけではなく、これから自治体が積極的に取り組む課題ではないでしょうか。

そこで質問です。まず、私の住んでおります三宅地区周辺では、現在、建設会社1社でラオスからの特定技能3名と通訳者家族5名を受け入れております。その通訳者家族たちは、地元の学校・保育園に通っております。また、かみなかコーポ（旧あじさい団地）に居住するインドネシア・ウズベキスタン・フィリピン・ベトナム・ミャンマーの5か国からの33名は、老人介護施設や若狭テクノバレーの4社に種々の在留資格で就労しています。このように、技能実習や特定技能などの在留資格に働く若狭町内の外国人就労者の受入れ状況を町はどこまで把握していますか。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

外国人の技能実習や特定技能などの在留資格による外国人就労者については、福井労働局のハローワークで把握しておりますが、若狭町の在留資格者については、税務住民課で把握しております。観光商工課では、町内企業での外国人就労者の受入れ状況を例年、主要企業対象に従業員調査を行わせていただいております。本年も4月に実施しております。

この調査には、介護事業者等は対象に含まれておりませんが、その調査に回答いただきました15社のうち5社に、計91名の外国人就労者の方が町内で就労いただいております。

ります。

昨年の調査では外国人就労者が50名でしたので、1年で41名の増となります。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

観光商工課が把握しているだけでも、昨年の50名から91名と1年で82%の増と、当町においても急激な増加が見られるようです。

では、町内の特別養護老人ホームでアルバイトとして働いている専門学校介護福祉科に通うフィリピンからの留学生5名は、その施設の人材不足の解消に大いに貢献しております。卒業後、介護資格取得後以降も貴重な働き手として期待されている存在であります。現在、その留学生たちの学費はその施設が立て替えて支払っており、資格取得後の給料から返済していく貸与型奨学金の方式をとる予定だそうです。また、学費だけでなく家賃や光熱費、入居時の家財道具の購入など、居住に関する費用の大部分もこの施設が負担しているそうです。

介護士不足解消の点からも、こうした将来の介護現場を担っていくであろう貴重な存在に学費などの補助は考えられないでしょうか。また、在留資格を利用して町内で就労する外国人及び受入れ企業への町からの支援や補助等はあるのかを併せて伺います。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

介護事業所における介護従事者の確保ですが、令和5年12月に実施した若狭町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画事業所アンケート調査によりますと、入所事業所では不足しているが57.1%、通所事業所では30.8%、訪問事業所では11.1%と出ており、人材の確保が大きな問題となっております。

人材不足を解消するために様々な取組をされておりますが、その中に外国人スタッフの受入れも手段の一つとして検討されております。実際に、御質問のとおり受入れをされている介護事業所もございます。

福井県では、外国人介護人材確保のため、ミャンマーの送出機関と連携し、入国前に日本語や介護技術だけでなく、福井の文化・方言を学んだ上で受入れをし、即戦力として活躍できる取組を開始しておりますが、残念ながら若狭町での受入れは今のところない状況です。

現在、町からの学費の補助はございません。また、就労する外国人及び受入れ介護事業所への支援や補助金なども現在ございません。しかしながら、今後は町として介護事業所に従事される方の確保のため、就労支援策などを事業所の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

今のところ町からの支援や補助はなく、学費等の補助も考えてはいないが、今後、就労支援策として検討していくとのことでした。町民に対してはUターンやIターンに対する補助や奨学金返還などの助成などがあります。優秀な人材を確保するためには、外国人就労者にも枠を広げていかなければならない時代がすぐのような気がしてございます。

では次に、受入れ企業や関係者によりますと、外国人就労者の方たちは、日々、家と仕事場への通勤が主となってしまいがちで、地域との交わりが非常に少ない現状にあるそうです。もっともっと居住する地域の地元の方たちとの交流を求めているそうです。個々の受入れ企業や民間組織ボランティアによって、地域との交流支援や日本語教室、困り事への対応などがとられているようですが、まだまだ不十分であるようです。個々での対応だけでは限界があり、継続も困難です。当事者たちにも満足いく支援が続かなければ、せっかく育った優秀な人材が他地域へ流出してしまうことにもつながりかねません。

町が一括の窓口となるような拠点づくりはできないでしょうか。例えば、個々で外国人就労者のお世話や支援をしている方たちを集め、現状や要望、問題点などを聞き、そこに町が関わることで新たな交流が生まれれば、点でしかなかった活動をつなげ線にしていくことができます。このように相談を待つだけではなく、ボランティアや民間の力も活用したプッシュ型の支援が行えないでしょうか。地域の活性化にもつながることかと思われまます。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

外国人と地域との交流については、三宅小学校が主催する学校行事の地域交流会に地域に住まわれておりますタイ・ミャンマー・ベトナムの方々を招待し、他国の伝統的な

スポーツを体験したり日本の文化に触れていただくなど、お互いに交流を深めていると伺っております。また先月も、わかさ東商工会上中地区主催で、商工会会員の方と若狭テクノバレーの企業の方々と合同で、交流会イベントとしたグラウンドゴルフ大会が行われ、5名の外国人就労者の方も参加し、親睦を深めていただいているところであります。

全国的には外国人就労者への支援の取組は、近年のグローバル化や人手不足の影響もあり重要なテーマとなっております。外国人との共生については、交流を通してお互いの文化や生活習慣の違いを認め、生活者として受け入れ、孤立させない取組が必要になります。

一例としましては、福井県では相談員と通訳による多言語対応での無料相談所として、「ふくい外国人相談嶺南センター」が敦賀市にございます。ここでは日本語習得のための手助けや在留手続、雇用に係る相談のほか、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活全般に係る総合相談所として開設しております。

今後は、外国人雇用に関する情報提供を行うとともに、事業者や外国人就労者の双方からの現状や要望等をお伺いし、必要な支援施策の検討や専門機関・関係団体・地域などとの連携を図ってまいります。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

小学校や商工会主催のイベントへの参加、これには私も参加しておりました。また、熊川地区に居住されているラオスの方たちは、集落の総出作業（社会奉仕）や地域行事に参加されたりしているようですが、どれも個々の地域や団体での単発の行事であり、次の交流への発展につながりにくいのが現状です。

例えば、個々のボランティアや民間の力を活用し、町内在住の外国人が集える協議会のような組織の立ち上げを町が推進するなど、町民との交流はもとより外国人同士の交流や情報交換など、日本人も外国人も相談に行ける場をつくり、地元住民も関わりやすい場所をつくるような取組に期待したいところであります。

では次に、本来、技能実習制度は、実習生が日本で習得した知識やスキルを自国に持ち帰って活用する、開発途上地域への技術移転・国際貢献が目的となっております。しかし、実態として、ただ人手不足を補うだけの手段として雇用し、劣悪な労働環境で酷使されたり、高額な手数料を徴収し不当な利益を得る悪徳な仲介業者が存在するため、本人都合による転職が原則として認められていない立場である技能実習生の失踪が問題

視されております。

国では、こういった問題を是正するため、現行の「技能実習制度」に代わり「育成就労制度」の新設を発表しました。本人都合による転職が就労してから1～2年で可能になるほか、特定技能への移行もしやすくなる見込みだそうです。

特定技能は人手不足の解消のため、特定産業分野で即戦力となる外国人材の確保を支援する目的で創設された制度であり、受入れ分野の追加も行われており、政府も積極的に外国人材を受け入れる方針である旨がよく分かります。国では、より人材不足を補う目的での外国人材の受入れ、人材育成に力を注ぐようであります。

現在、日本の多くの産業、農業、建設、サービス、そして介護や医療福祉、保育などに関わるエッセンシャルワーカーなど、現場の労働力は危機的状況にあり、この先を見据えても、その対策としての外国人の力は必須であることに間違いはなく、それは若狭町においても例外ではないでしょう。町はこうしたことに対応した支援制度や補助などに積極的に取り組み、町内の人材不足の解消や人口減少対策など地域の活性化につなげるべきではないでしょうか。

こういったことへの取組が立ち遅れたまま、町内の個々の分野での外国人労働力の受入れが進んでいった場合、冒頭で述べたような文化や生活習慣の違いによるトラブルや地域との交流不足によるあつれき・治安の乱れなどが懸念される事態となることも考えられ、それは日本人、外国人双方にとって大変不幸なことであると言えます。

日本が経済力を維持し、住民が現在のレベルの生活を続けていくためには、外国人労働力の受入れは不可欠だと政府は考えているようです。それは人口減少・少子化が著しい地方にこそ言えることではないでしょうか。受入れ態勢が整わないままのトラブルの頻発や流れに対応できずに町が衰退していくことがないように、早期に対策に取り組むべきではないでしょうか。町の見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、急激な人口減少が進んでおります。こういったところをどうカバーしていくのかというのは町の課題でもあるわけですが、今、様々な御指摘もいただいたところも、町としても検討を重ね、また今、現にこの若狭町内にお住まいの外国人の方々が、それぞれの企業であったり、また地域でも御活躍されておられるといったところも大変若狭町にとって活力になっていると思っておりますし、そういった

ところをしっかりと整えながら、今後よりよい形を模索していかなければいけないと思っております。

その中で、人口減少というのは本当に急激に進んでいるところがございますし、国の今の方向性というのも、議員からも御指摘をいただきました。そういった状況を踏まえますと、日本国内においても外国人就労者の方々に対するニーズは年々高まっていて、福井県労働局の調べによりますと、県内で外国人就労者の方々を雇用している届出のあった事業所は、2016年から2023年の7年間で1.6倍の1,700社を超えるまでになっているという状況にあります。また、この7年間で外国人就労者の方々も1.7倍の約1万1,000人となっているということが、この福井県の今の現状でございます。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響によって、海外からの渡航制限があったわけでございますけども、そういった渡航制限が解除されて、技能実習生の方々への受入れが再開したこともあって、今後もさらにそういった受入れが増加していくと見込まれております。

外国人就労者の方々を雇用するにあたっては、今現在、国の公共職業安定所、いわゆるハローワークへの届出義務があり、その後はハローワークの職員さんが事業所を訪問され、就労の実態等を確認されているところでございます。

事業者への支援といたしましては、厚生労働省では外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備し、外国人就労者の方々への職場定着に取り組む事業者に対して、その経費の一部を助成する制度もございます。福井県でも同じように人手不足の解消を図るため、事業者が行う環境整備への取組などとして一部補助がなされております。

また、県では外国人材の雇用ニーズの高まりを受けて、今年7月に外国人材の採用・定着や、県内への就職を支援する相談窓口として「FUKUI外国人材受入サポートセンター」を開所され、専門家による情報提供や相談対応を行ってまいります。

現在、町としては事業者の方々への外国人就労に対する支援等はございませんが、今後も事業者からの相談に対しては、しっかりと国や県の制度等を活用しながら、そういった制度を活用していただけるように情報提供に努めていかなければいけないと思っております。

また、議員が御指摘いただいたそういった外国人の方々への協議会であったり、外国人の方々が交流できる機会、こういったものも今後必要になってくると思っておりますので、並行して検討を重ねていく必要があると考えております。

また、外国人の受入れというところも考えますと、今現在も受け入れていただいて、

しっかりと雇用であったり、また企業の活動にもつながっているという事例もあるわけ  
でございますけども、企業の方々への支援というのも大切でありますし、また地域  
の方々の理解であったりつながりというところも大切だと考えております。

また、若狭町が今進めておりますSDGsの観点からも、誰一人取り残さないという  
基本理念を基に考えますと、地域理解や受け入れやすい環境を整えていくということは  
大変重要であると考えております。そのためには、相互理解をしっかりと深めて、そし  
て地域でも交流を図っていくということが大切でありますし、議員が御参加もされてお  
られますけども、私もこの秋、三宅小学校の地域交流会にも参加させていただいて、子  
どもたちや地域の方々が言語や文化、こういったものを交流をしながら理解を深めてお  
られる姿も拝見しております。

また、外国人の方を受け入れておられる工務店のイベントに参加させていただいたと  
きにも、おいしいフォーを食べさせていただいて、こういった食文化を感じたり、また  
しっかりとそういった企業でも役割を担って、日々お仕事をされておられるんだなとい  
うところを肌で感じさせていただきました。

また、災害や防災、先ほども地域活動ということもおっしゃっていただきましたけど  
も、自衛消防隊の操法大会でもしっかり一員としてそういった操法を身につけて、防災  
意識を高めて活躍されておられる姿も拝見しております。そういったところの企業、団  
体との連携もこれから深めていかなければいけない。

またあわせて、そういった方々が不便を感じないように、またしっかりと若狭町  
の方々とも交流ができるようにということで、日本語をしっかりと教えておられるとい  
った様子も拝見しておりますので、若狭町といたしましても、今後さらに地域の皆さんや企  
業、団体を含め様々な皆様とも連携を深めながら、外国人の方々を受け入れやすい環境  
整備、このことに努めていかなければいけないと考えておりますので、御理解を賜りま  
すようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

大変前向きな答弁をいただけたかなと思っております。ぜひ国や県の制度の活用  
の情報提供だけにとどまらず、町独自の取組をしていただきたいと思いますと思  
っております。

よくこういった話題になりますと、外国人による犯罪の増加や治安の乱れを不安視  
する声が出てきますが、それはまた別の話であります。人種・国籍に関係なく犯罪の抑制  
や取締りの強化は重要なことであり、全く別の課題であることを申し上げてお  
きます。

国が人材不足解消の策として積極的に外国人材を受け入れる方針である以上、好むと好まざるにかかわらず、今後、若狭町にも外国人就労者が増えていくことは間違いないでしょう。生活習慣や考え方の違いにより問題が起こるのは仕方ないことかもしれませんが、それが大きなトラブル等へと発展しないよう、受入れ態勢を整えておくことは必要不可欠なことです。国・人種に関係なく、誰一人取り残さない住みよいまちづくりに取り組み、効果を上げ続ける若狭町となっていくことを期待しております。

それでは次の質問に移ります。

若狭町公式LINEの普及と町デジタルポイントの今後についてお伺いいたします。

若狭町公式LINEアカウントの登録者数は、ある程度は順調に伸びているようですが、これからのデジタル社会における周知・広報活動の核となると思われる存在としては、まだまだ登録者数が少なく、さらなる登録者の増加が望まれるところかと思われま

す。そんな中、今年度実施されている健康づくりにデジタルポイントを付与する事業、SDGs みんな de ハッピー健康ポイント、通称「ハピポ」は、町公式LINEの登録者増加に大いに寄与したと思われ、私の周辺でもハピポでポイントをためておられる方や、説明を聞くと興味を持ってすぐ登録される方が見受けられます。このように町の周知・広報活動はもとよりDX推進の観点からも、今回のようなデジタルポイントと町公式LINEを連携したプロジェクトを立て続けに打ち出すことが重要ではないかと思われ

れます。そこで質問です。現時点での若狭町公式LINEアカウントとハピポのそれぞれの登録者状況を教えてください。また、そのうち町内在住者の占める数・割合はどうなっていますか。あわせて、この連携事業においてのこれまでの検証結果と今後の継続を検討されていないのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町公式LINEアカウントについては、令和5年5月に開設し、これまで3,404の方に友達登録いただいております。このうち住所地を明示いただいているのは1,396人で、そのうち町内在住者は1,213人、約86%となっております。

また、今年5月から運用しております健康デジタルポイント「ハピポ」については、現時点で1,292の方に参加いただいております。この中で住所地を示されている

のは1,007人で、そのうち町内在住者は897人、約89%となっております。

ハピポの参加者については、当初目標としておりました対象者の10%、1,100人を大きく超え、昨年度まで実施した紙ベースの健康ポイント事業と比較し、5倍以上の皆さんに参加いただいております。また、参加者の年代については、20代から50代までで全体の60%を超えており、若い世代の健康意識高揚に大きな効果があったものと分析しております。

取得されたポイントについては、11月末時点で全体で103万ポイントを超え、1人当たり約800ポイントとなっております。12月中にその使い道を決めていただきますが、社会貢献型のポイント事業として、子どもたちのために利用されるポイントも多数あると想定しております。

本事業により幅広い皆さんが健康に関心を持ち、自分の体を知り、そして体をしっかりつくり、守る活動が生まれております。住民の健康増進だけでなく、医療費の抑制など財政面でも貢献し、さらには子どもたちの健やかな成長も応援できるなど多様な効果が生まれており、住民の皆様の参加も多く好評を得ていることなどから、来年度も継続したいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

ハピポ事業については継続ということで、当初の目標も大きく上回り、まだまだ参加者の増加も見込めるであろうことから、これからも期待したいと思います。ハピポ、町公式LINEとも、住所明示者における町内在住者の割合は高いものの、全体の登録者数からすると何とも言えないところで、町外の方にも興味を持っていただいていると解釈すべきとも思いますが、周知・広報ツールとしてはもっともっと町民の参加者を増やしたいところではあります。

では、ハピポ事業の当初の計画では、ポイント付与期間は今年いっぱい一旦終了することになっております。できれば、せっかくここまで意欲的にポイントをためてきた参加者の気持ちを切ってしまうことが大事であり、継続的にポイントをためる・使う循環を生み出すことが重要なのではないのでしょうか。その循環を登録者の増加につなげていくことこそが、こういった事業の成功と言えるのではないのでしょうか。

ハピポ事業については、好評につき来年度も継続ということですが、新規事業も視野に入れた今後の展開をどう考えているのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、公式LINEアカウントであったり、ハピポのPRにも一役買っていただきまして誠にありがとうございます。また、このデジタルを活用した楽しく健康づくりに取り組むハピポの事業につきましても、多くの方に御参加いただいております、大変喜ばしく思っているところでございます。

ハピポにつきましては、現状、12月末でための活動を終了して、そして来年3月までにこのためのポイントを使っていただくという期間を設定しております。このようなポイント事業につきましては、ためること、そして使うことを繰り返しながら、参加者の皆様の意欲が高まっていくことが大切であると考えております。あわせて、健康づくりの視点において、暮らしの中で活動が継続されるというところも重要になってくると思っております。

ハピポにつきましては、LINEを通じて手軽に参加でき、自身の活動が社会貢献にもつながるといった点も特色でありますし、SDGsにも即しており、様々な効果が期待できるところでございます。

そこで、来年度以降もこういった健康づくりだけでなく、環境活動やボランティア活動、様々な活動も含めて、こういったポイント付与の仕組みで参画していただいている皆様がためて使える、そして随時そういった仕組みを活用できるという利便性を高めながら、ハピポのメニューについてもグレードアップしていくことが大切であると、またそういったデジタル推進の意味からも重要であると感じております。こういった点については、システム維持管理をする費用、経費といったところも視点としては忘れることなく、複合的に内部で検討を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

健康づくりだけではなく、環境活動やボランティア活動にもポイントを付与し、ポイントをためる・使うが随時できるようにしていくとのことですが、現在、登録されている方が十分満足され、さらなる登録者の増加につながるようグレードアップに期待したいと思います。

では、若狭町公式LINEからできる申請や手続が徐々に増えつつあり、日に日に充

実度が増してきておりますが、これからの周知・広報活動の核となる存在としては、まだまだ周知不足であるように思われます。今後さらなる普及促進、利便性向上が必要と思われます。

例えば、若狭町公式LINEからの施設利用の申請や、上中診療所の診察予約ができるようになっておりますが、それだけではなく利用料の電子決済まで一括で行えるなど、さらにふだん使いしやすいものになっていただきたい。

また、若狭町公式LINEのメニュー欄には、自治会連絡というボタンがありまして、集落の連絡網として利用できるそうですが、この機能をおのおの集落内の告知や回覧板の代わりとして当たり前のように活用してもらえ、それぐらいの普及を目指してほしいと思っております。

町は将来的に若狭町公式LINEアカウントのどこまでの活用を考えているのでしょうか。若狭町スマホアプリへの発展も見据えているのでしょうか。今後の展望をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町の公式LINEでは、今年10月より住民票取得など4つの申請とその電子決済もできるようになり、利用範囲を拡充させているところではございますが、議員御指摘のとおり、まだまだ周知不足であり、広く知っていただくことが重要であると認識しております。

公式LINEには、集落連絡網として利用できる自治会連絡機能のメニューもございますが、登録率が低いため、御利用いただいている集落はまだまだ少ないのが現状です。

LINEのメリットとしましては、主体的に情報を発信し、参加者全員に伝えることができることです。そのためにも登録率を上げる必要があります。今後も全国の他の自治体がLINEにおいてどのような住民サービスを提供しているかを研究、勉強しながら、町民にとっての利便性の向上につながる、よりよいサービスの提供に努めることで、公式LINEを普及させていきたいと考えております。

今後の展望の中での若狭町アプリへの発展につきましては、インストールのハードルが高いと感じておりますので、現時点では考えておりません。それよりも町民が公式LINEを利用すると、様々な住民サービスをオンライン上で受けられる町民のポータルサイトの一つになるよう目指していきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう

お願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

アプリへの発展は、ハードルが高く考えていないとのことですが、確かに改めてアプリをインストールしてもらうことはハードルが高く、普及が進みつつある公式LINEのさらなる普及を目指したほうが効率的ではあるかと思えます。

しかし、若狭町公式LINEアカウントの存在は知っていても、興味を持ってもらえないということが多いように感じております。各種イベントや行事との連携や、ハピポのような町民にお得感のある事業との連携によって、若狭町公式LINEの利便性の周知こそが必要なことかと思えます。

同時に、さらなる機能の充実・向上により、近い将来、若狭町LINEが使えないと不便でしようがないと言われるほどの存在、まさに町民のポータルサイトとなることを期待いたしまして、私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、6番、藤田正美君。

藤田正美君の質問時間は10時58分までとします。

○6番（藤田正美君）

それでは、私からの質問をさせていただきます。

次世代定住促進事業の成果をお伺いいたします。

若狭町は、令和5年度より第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の中で政策、施策を策定して公表しております。その趣旨として、中期基本計画の期間中では、さらなる人口減少が予測され、地域経済の縮小や集落の機能低下などが懸念されることから、これまで積み上げてきた各種の取組をさらに充実、発展させ、町民・企業・行政などが一体となって地域課題を克服し、中期基本計画の目標「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現を目指します」とあります。その基本計画の中で22項目の重点政策がありますけれども、事業が施行開始されてから現在までの現況はどのようなものかをお伺いいたします。

今までも第2次若狭町総合計画に関連した質問がされておりますけれども、その中でも今回は特に次世代定住促進事業からの次の2項目について、現状と成果を質問させていただきます。

まず、若狭町の人口減少対策での中期基本計画では、施策として、「経済的な不安か

ら結婚をちゅうちょする若者も一定数いることが想定されることから、将来的に必要となる子育てに係る経費について支援できる取組を充実させていきます」となっておりますが、その中でも子育て環境の充実に関して、子育て支援の取組について、現況とこれまでの成果をお伺いいたします。

また、児童手当事業の制度拡充、所得制限撤廃による支援拡充はどのようなものか、併せてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

藤田議員から、次世代定住促進、また子育てにつきまして御質問いただきありがとうございます。

若狭町では、議員の御質問のとおり、令和5年度からスタートしております第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の中で、子育て環境の充実を最重要政策の一つとして掲げております。

そして、この子育て環境の充実に関する具体的な施策として、1つ、安心できる育児環境づくり、2つ目に、安心して遊べる環境づくり、3つ目に、子どもの個々の状況に応じた支援、4つ目に、自然を生かした保育の充実、5つ目に、保育所の再編による保育環境づくりなどを掲げております。そして、これらの施策の実現のために、「経済」、「ソフト」、そして「ハード」の3つの視点に基づく子育て支援策に取り組んでいるところでございます。

まず1つ目の経済的支援の成果につきましては、妊娠、出産時に合わせて10万円を支給する出産・子育て応援ギフトの新設や、児童手当や在宅育児応援手当の支援を拡充、そして第2子保育料の完全無償化を国や県の事業と併せて実施しております。

また、町独自の支援策といたしましては、子育て世帯の物価高騰対策として、昨年度実施いたしました子育て応援給付金をはじめ、高校生世代の医療費無償化やハイリスク妊産婦に対する補助、そして、子どもに対する予防接種の支援などを新たに拡充し実施させていただいているところでございます。

次に、2つ目のソフト的支援の成果につきましては、本年4月から子育てに関する専門職員を配置した「こども家庭センター」を開設しており、そしてこれに合わせて町内の民宿の皆様御協力も得て、「産後ケア事業」に新たに「産後ゆったりママタイム事業」を追加いたしました。この事業は、出産後間もないお母さんの8割近くの方に御参加いただいております、好評をいただいているところでございます。

また、子育て支援のDXの推進の一環として、子育てアプリ「にじいろ若狭っ子」を導入し、子育て情報の発信や行事への申込み、子どもの予防接種に関するデジタル化を進めるとともに、母子手帳の交付時にアプリを御登録いただき、多くの方々に御利用をいただいているところでございます。

さらには自然を生かした保育の充実ということで、町内の町立保育所で実施しております「若狭里っ子保育」に磨きをかけるために、保育士による事例研修会や公開保育などにも取り組んでいるところでございます。

3つ目のハード的支援につきましては、現在、県や国の補助金を活用した上で、パレア若狭内のキッズルームを増改築し、大型遊具やデジタル遊具を備えた屋内型の遊び場整備を来年秋の完成を目指して進めているところでございます。

また、子育て支援センター内に森林環境譲与税を活用した県産材の木製滑り台を設置し、町の子育て支援センターの最寄の男性トイレ内にはベビーチェアを設置するなど、男性の育児参加の後押しにも取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、町の総合計画などに基づき子育て支援策を展開し、「こどもまんなか社会」を実現していきたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、児童手当事業の拡充内容などにつきましては、この後、子育て支援課長から答弁をさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えします。

児童手当につきましては、議員から御質問のありましたとおり、12月の支払い分から拡充されております。拡充の主な内容につきましては、まず支給対象の児童が現在の中学生までから高校生世代までに延長され、新たに高校生に対しましても、1人当たり月額1万円支給されることとなります。

また、多子世帯への対応としまして、第3子以降の支給額が、現在の1人当たり月額1万5,000円から倍増の3万円となります。さらに所得制限を撤廃することになります。今までですと、受給者の所得が一定額を超えると児童手当の支給が減額または停止するという所得制限を設けておりましたが、今回の改正により所得制限は完全に撤廃され、所得にかかわらず子育て世帯の全世帯に対して児童手当を全額支給することになっております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

経済的な支援では、今までの出産、育児に加えて新たに高校生世代の医療費無償化やハイリスク妊産婦に対する補助などを充実させている。また、ソフト面でも子育てアプリ「にじいろ若狭っ子」を導入して、子育て情報の発信などで効果が確認されている。そして、キッズルームを増改築し、屋内型の遊び場の整備をして子育て支援策に総合的に取り組んで充実させている状況が分かりました。

次に、子育て応援事業では、支援対象者の所得制限撤廃をしましたが、当初の見込み数に対して支援者受付件数の推移と現状はどうなりましたでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えします。

子育て応援事業につきましては、在宅育児応援手当事業、ひとり親家庭等習い事支援事業、すみずみ子育てサポート事業、そして病児・病後児保育事業がございます。そのうち御質問いただいております所得制限の撤廃に関する事業につきましては、在宅育児応援手当事業となります。

この事業につきましては、第2子以降の3歳未満のお子さんを、保育所を利用せずに御家庭で子育てされている世帯に対して月額1万円の経済的支援をさせていただくもので、今年9月以降、世帯収入360万円未満という所得制限を撤廃するというものでございます。

また、この所得制限の撤廃によって新たに支給対象となる方につきましては50人程度と見込んでおり、昨年度の実績であります10人を大きく上回るものと考えております。そこで、現在、制度改正により新たに支給が見込まれる世帯に対しまして、制度を周知し申請を促すため、個別に通知をさせていただいているところです。この後、この事業の対象となります世帯に確実に支援が行き渡りますよう、進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

制度改正により支給対象となる方が大幅に増えたことで、支援が行き渡るようになったようでございます。

先日、全国でもトップレベルであります子育て支援対策で注目されている豊後高田市を訪問してまいりました。そこで感じたことですが、支援対象のメニューを小まめに幾つも掲げて項目を増やすことで、該当する支援を幾つも受けられ喜ばれている様子でございました。子育て支援でも9項目、誕生祝い金でも第3子から第5子まで増やしてスライド式に増額されるようになっておりました。当町でも小まめなオリジナル支援メニューで多くの方に行き届く制度に拡充していただきますよう、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。

質問ですが、先ほどの答弁にもありましたけれども、こども家庭センターの設置について、現状と施策を履行する上での課題などがありましたら御見解をお伺ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

先ほど議員御指摘のとおり、そういった様々な支援策も増えてきておりますので、しっかりと子育て世帯にも伝わるように、「にじいろ若狭っ子」などを活用しながら情報提供にも努めてまいりたいと思います。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

こども家庭センターの設置につきましては、町の子育て支援のソフト的支援の大きな柱と位置づけており、今年4月の改正児童福祉法の施行に合わせ、スムーズに設置をさせていただいたところでございます。

このこども家庭センターには、保健師、社会福祉士、保育士、家庭相談員などといった専門員を配置し、母子保健と児童福祉分野の機能をうまく連動させながら、行事や相談を通じて子育て世帯への一体的な支援を積極的に行う仕組みでございます。

私も現場を拝見させていただきましたけれども、町が主催しております育児教室や支援センターの行事などについては、日頃から母子保健推進員や民生委員、児童委員の皆様など、地域の皆様方の御協力もいただいております、地域全体で子育てを温かく支えていただいているということについて、改めて深く感謝申し上げたいと思います。

町といたしましても、この新たなこども家庭センターを地域の中でうまく機能させることによって、子育てに関する相談支援などのさらなる充実を図り、総合計画に掲げております「安心できる育児環境づくり」や、「子どもの個々の状況に応じた支援」につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

なお、こども家庭センターの状況や課題につきましては、この後、子育て支援課長より答弁をさせます。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えします。

こども家庭センターの取り扱う業務につきましては、日常的な育児相談から児童虐待につながるような困難事例まで、幅広い支援を対象としております。そして、町のこども家庭センターのモットーとしましては、母子保健と児童福祉分野の要として、子どもの発達段階や家庭の状況などに応じ、子どもから若者まで切れ目ない支援をコーディネートすることとしております。

まず、母子保健の分野につきましては、保健業務の担当課でございます健康医療課とも連動し、乳幼児健診や育児教室などの母子保健事業に参画しております。また、今年度から産後ケア事業として実施しております「産後ゆったりママタイム事業」につきましては、その目的である出産後の母親の体や心のケアに加え、町の子育て支援担当者と母親の関係づくりにも大いに役立っており、この関係はこの後の支援にもよい影響を生み出していくものと考えております。

また、児童福祉分野につきましては、児童虐待などにつながりかねない気になる児童や家族に対して、庁舎内の福祉や保健などの関係者でミーティングをタイミングよく実施させていただいております。それに加え、児童相談所や各学校、民間の支援機関で構成する町の要保護児童対策地域協議会を教育委員会事務局と一緒に運営し、困難な事例にも対応できる体制をとらせていただいております。

また、子どもの発達段階における個々の支援につきましては、乳幼児健診や育児教室、そして保育所など様々な場面において、発達の気がかりな子どもを早期に発見し、専門家によるきめ細やかな支援につなげ対応させていただいております。

次に、課題として挙げておりますのが、子どもから若者への各年代に対する途切れない支援を目指していく中で、困難を抱えた若者に対しての支援の切り口が難しいという点でございます。妊娠や出産、そして保育所、小中学校という成長の過程の中で、関係機関とのつながりが保たれている場合は、途切れない支援がとれる体制となっております。

しかしながら、一旦、義務教育が終了し、公の機関とのつながりが薄くなった若者や

家族などが、ひきこもりなどの困難を抱えているケースにつきましては、本人や家族からの発信がない限り、直接的な支援が難しい面もあると感じております。そうした困難を抱えた若者や家族に対しましては、ほかの自治体に先駆けて設置しております「若狭町子ども若者支援協議会」のメンバーであります行政や民間支援機関と知恵を出し合い、連携を取りながら支援を進めていきたいと考えております。

今後も地域の宝であります子どもたちとその家族一人一人の笑顔が輝くよう、寄り添った支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

子どもは「地域の宝」として寄り添った支援に取り組んでいきたいとの力強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。これからも様々な難しい問題もあるかもしれませんが、地域住民やボランティアスタッフとの連携で、しっかりと対応していただきますようよろしくお願ひいたします。

次の大きな質問でございます。

「移住・定住・Uターンの促進」について、計画書によりますと、現状では「若狭町は県内でも最も減少率が大きく、人口減少の進行は地域活力の低下、集落自治機能の低下、土地の荒廃、税収の減少による公共サービスの縮小など多方面に影響が及ぶことから、人口減少の進行を抑制することが喫緊の課題となっております。

主な課題としまして、大学への進学や就職の時期にあたる20歳前後の若者の転出が多く、転出したまま帰ってこないことが挙げられます。若者の転出を抑えることは難しいことから、卒業後にUターンしてもらうなど転入を増やしていく施策と併せて、若狭町在住の若者に対しても定住につながる住環境などの魅力アップを図る施策の展開が必要です。

施策としましては、進学により転出した若者が一人でも多く戻ってきてくれるように、魅力ある企業を誘致するとともに、若狭町へUターン定住した若者に対し、奨学金返還額の一部を助成します。住環境整備については、スマートエリアモデル分譲地を開発するとともに、空き家のリフォームを補助し、移住定住の促進につなげていきます」とあります。

若狭町では、人口減少化対策として次世代定住促進協議会を設置し、事業化して予算計上されております。U・Iターンを促進させるための施策としまして、奨学金返還支

援金の支給をしながら、若狭町に定住していただけるように経済的援助や分譲地開発、空き家・空き地情報の提供強化、空き家リフォーム補助の継続、移住支援金の継続・充実をしますとの内容と理解しております。

それに関する質問ですけれども、移住・定住・Uターンの促進計画を施行開始後の地域外からの移住者件数と現状での成果はどのようなものかをお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、藤田議員からの次世代定住促進につきましての御質問にお答え申し上げます。

まず、次世代定住促進協議会の取組につきましては、若狭町次世代定住促進協議会は本町への若者等が定住を戦略的かつ効果的に取り組むため、平成23年度に設立させていただきました。

本協議会の特徴といたしましては、中学校や高校といった教育機関、ハローワークや各種団体・事業所といった雇用に関する機関、さらには福井県やふるさと回帰支援センターなど、移住を支援する組織など様々な分野の委員により企画運営を行い、ネットワークの構築と情報共有によって効率的な定住推進を行っているところでございます。

本協議会の取組につきましては、「今、住んでいる人に住み続けてもらう」活動と、「新たに定住してもらう」活動に分類し、それぞれの事業に取り組んでおります。

初めに、今、住んでいる人に住み続けてもらう取組といたしましては、町民の皆様に対する定住意識の高揚促進をはじめ、学生への情報提供や奨学金返還支援制度、また帰省時の支援などを助成しているところでございます。

次に、新たに定住してもらう取組につきましては、都市圏での若狭町セミナーの実施や地域おこし協力隊など国の制度の積極的な活用、Iターン移住者への支援などの助成事業を行っております。

また、定住にとって大きな課題であります住まいの提供につきましても、空き家情報バンクを設立し、効果的な空き家活用の推進とともに、新たな住宅団地を適時整備して、今住んでいる方々にも新たに定住する方々にも暮らしやすい環境を整えていくことを進めております。

なお、これまでの協議会の活動や移住者数につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

これまでの協議会の活動による移住者数につきまして年度別に申し上げますと、平成25年度は6件21名の方が町外から移住をしていただきました。同様に、平成26年度は5件12名、平成27年度は8件16名、平成28年度は10件20名、平成29年度は5件9名、平成30年度は8件11名、令和元年度は5件8名、令和2年度は11件27名、令和3年度は8件15名、令和4年度は18件28名、令和5年度は15件19名となっており、協議会設立後、この取組によりまして町外から移住された総数としましては、99件186名の方が町外から若狭町に移住していただいております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

次世代定住促進協議会を設置して、効率的な定住推進を行って様々な課題に取り組んでいる様子がかがえました。

続きまして、Uターン奨学金返還支援事業開始から今までの期間の支援金申込みの受付状況と成果をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えいたします。

わかさで輝く奨学金返還支援事業は、「地元に戻りたくなるまちづくり」をテーマとした美方高校のSDGs探究学習で提案された事業で、若者の修学の機会均等を図り、若狭町へのUターン就職を促進し、安定的な定住を図ることを目的とし、奨学金返還の一部を補助する制度でございます。

この事業につきましては、令和3年度より補助金の交付を開始しており、今年で4年目を迎えます。支援状況といたしましては、これまで20名の若者に補助をしており、うち7名が町内就職、13名が町外就職となっております。また、今年度は新たに8名の若者に交付をさせていただく予定で、うち5名が町内就職、3名が町外就職となっております。

なお、本事業の成果を検証するため、若狭町出身学生支援品の発送に合わせてアンケート調査を行っており、奨学金返還支援補助のほかにも学生帰省支援事業などの出身学

生への支援策について、「将来若狭町に帰るきっかけとなるか」という質問に対し、79%の学生が「帰るきっかけとなる」との回答があり、若狭町の取組が徐々にではありますが出身学生に広がり、Uターンのきっかけになっていると感じております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

住民の方から相談がありましたのですけれども、関東方面からUターンした方が支援金補助を申し出ましたけれども、年齢制限でそれがオーバーしていることにより棄却されたようでございます。また、奨学金支援ですけれども、卒業後に実家の農業従事を希望していましたけれども、地元就職が条件とする制約があることで不適合とされたようでした。

そこで、これらの問題を探求いたしましたところ、支援制度の原資は町の単独予算を抑えるために国及び県の補助金を充当している関係で、国県の補助要綱に準じる必要があります、当町の裁量で条件緩和することができないとのことでもございました。

定住促進支援制度は、すぐに効果が現れることは難しいようですけれども、期待を裏切ることのないように、条件を改正しながら効果が実りますように、引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問ですけれども、最後の質問です。

当町の人口減少化対策として、次世代定住促進協議会を設置しているとの答弁につきまして、今後の運営についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えをさせていただきます。

若狭町次世代定住促進協議会の実績につきましては、先ほど回答させていただいたとおりでございますし、また町外から移住された総数については、99件186名の方が若狭町に移住していただいているというところで、一定の成果を得ているというように感じているところでございます。今後も継続してしっかりと効果を生み出していかねばいけないと感じております。

しかしながら、協議会設立後13年目を迎えており、県内外の地方自治体も同様の動きが加速していることもあります。さらには大都市への一極集中の解消や地方創生の加速化など、国レベルでの対策が進まないことには地方でのIターン移住者等の獲得は大

変厳しいと感じております。

そのような中で、第2次若狭町総合計画（中期基本計画）では、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」を目標に掲げさせていただいております。改めて今住んでおられる皆様に焦点を当てながら、まずは町民の皆様が幸せを実感しながら住み続けていただく取組に重点を置き、さらには新たに人を呼び込む魅力あふれる若狭町のまちづくりを進めることによって、定住・移住をさらに促進する機会を増やしていかなければならない。この二段構えでしっかりと人口減少対策に立ち向かっていくというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

定住促進事業は、日本全国の地方自治体が掲げている共通問題であります。近隣の市町で綱引きをしながらも、少しでも向上するように苦勞をされておる様子でございます。

地元高校を卒業後に若狭町を離れて進学することで、その学業を生かせる仕事があるかどうか、この件に対応して雇用拡大と企業誘致で定住促進につなげていけるような施策をぜひともよろしくお願いいたします。

そこで、企業誘致についての提案でございますけれども、ここ嶺南地域では、美方高校の食物科や若狭高校の海洋科学科、若狭東高校の地域創造科がありまして、いずれの学科でも食に関する知識を学んでおり、農水産資源や食べ物に関係する風土が盛んなところでもあります。

当若狭町は、食品加工業に特化した企業誘致を推進して、高校卒業生が地元就職できる環境を整えることで、人口流出を抑えられるように考えます。それらを含めて定住化対策を進めていただきますよう、御検討をよろしくお願いいたします。やはり自助努力と若狭町の特権を生かした知恵を駆使して、長期にわたって次世代につなげていけるようになりますよう、どうぞよろしくお願いいたしまして、私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

再開は10時45分からとします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

次に、4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は11時44分までとします。

○4番（倉谷 明君）

それでは、私からの質問をさせていただきます。

D X推進計画の現状と今後の目的及び課題について伺います。

行政のD Xは、総務省の自治体D X推進計画によりますと、次のような目標を持った行政事務変革の取組です。自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるデジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくと定義しています。

第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の目標は、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」とし、「産業・雇用」や「生活」など政策目標を7つに分け、そのうちの「地域づくり」と「行政」の2つで具体的な施策として、D Xによる住民の利便性及び行政サービスの向上が掲げられています。

1つ目の質問です。D X推進室が設置されたのはいつからだったのでしょうか。そして、発足からこれまでに取り組んできた主な内容を幾つか端的に説明願います。また、最近身近に接することが増えました生成A Iの活用も行政D X推進での事例がありましたら説明をお願いします。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

D X推進室は、令和3年6月に設置し、デジタル技術などの活用による住民サービスの向上や行政サービスの向上に取り組んでまいりました。

主な取組内容としましては、まず高齢者などのデジタル機器等に対する不安解消を目的としてスマホ教室を開催、使い方の基本を教える講習会や、困り事を受け付けるなんでも相談会を実施しております。令和4年度は延べ177人、令和5年度は延べ101人、令和6年度も11月末現在で延べ98人の方々に御参加いただいております。講習会には、高校生も高齢者などを教えるボランティアとして参加いただいております。相談しやすい雰囲気づくりにも取り組んでいるところでございます。また、令和5年度より町からの情報発信ツールとして若狭町の公式L I N Eを開設し、運用しているところでございます。

さらに、県と市町の共同システムで運用しております体育館や公民館などの公共施設の予約のオンライン化、職員採用試験などの各種申請のオンライン化といったシステムの導入も行っております。

なお、生成A Iの活用につきましては、現在のところ取り組んでおりませんが、今後、生成A Iを業務に使用できる環境を整えた上で、どういう分野でどう活用し効率化を図るかなど、取組に向けた検討を図っていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。スマホ教室では、ボランティアの高校生が教えてくださるとお聞きしました。世代間交流の場となり、高齢者には生きがいや楽しみになります。とてもありがたいことです。

業務にデジタル技術を活用するDX化とは、単に紙媒体をなくしたり、自動化・省力化するだけにとどまらず、組織、文化を変革する必要があります。ぜひとも業務改善や働き方改革につながる取組を期待します。

次の質問です。

オンライン申請システムが運用開始され、公共施設の利用予約や住民票等の発行手続がオンライン上でできるようになり、住民の方はわざわざ役場に足を運び、時間をかけて登録や申請の手続を行う必要がなくなりました。住民にとって時間の削減になるだけでなく、役場の職員の業務も削減できると考えますが、現状ではパソコン、スマホが使えない人もいます。そうすると、手続の対応が異なってしまう、かえって職員の負担増になっているのではないかと心配です。また、マイナンバーカードを所有している人と所有していない人でも対応が異なってくるでしょう。

そこで、役場の窓口業務の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の現状はいかがでしょうか。電子申請システムの利用による行政手続のオンライン化の推進に加え、窓口での手続におけるデジタル技術の活用が求められます。今後の目標とスケジュールはどのようになっていますか。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えします。

税務住民課窓口及び上中サービス室において、今年9月からマイナンバーカード等を

利用し、申請者の住所、氏名、生年月日が申請書に自動で印字される機器を導入し、手書き記入が少なくなる「書かない窓口」を始めております。これにより、窓口での負担軽減が図られております。

また、10月からは若狭町公式LINEを活用し、住民票の写しや印鑑登録証明書等のLINE電子申請受付を始めております。これにより、御自宅からでもいつでも申請することができ、証明書は郵送で自宅にお届けしております。

今後の予定といたしまして、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を実施していますが、新たに所得証明書及び課税証明書の交付ができるよう、来年1月中の開始に向けて準備を進めております。このコンビニ交付は、朝6時30分から夜11時まで利用できますので、マイナンバーカードをお持ちの方に御利用いただけるよう啓発してまいります。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。「書かない窓口」ですか。近年、ペンを持つ機会が減っています。実際、指先で何でも済ませられるような世の中になっています。

次の質問です。

2つ目の質問にも関連しますが、デジタルに不慣れな方が窓口に来られた際、職員の負担を軽減しつつ、窓口での手続における住民の負担を減らすことが課題になるかと思えます。この点はどのように解決しますでしょうか。また、今後も業務を効率化していくためにも、町はマイナンバーカードのさらなる普及に取り組む必要があるでしょう。マイナンバーカードの普及率はいかほどでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

デジタル機器の操作が不慣れな場合でも、窓口にお越しいただければ一つ一つ操作を説明し、一人ひとりに寄り添った対応に努めております。

また、「書かない窓口」の機器の導入により、住民の方が窓口で手書き記入する負担は軽減していると感じております。今後さらに「書かない窓口」等の機器の利用が進むと、職員側の事務の効率もよくなると思われまます。

マイナンバーカードの普及率ですが、国ではマイナンバーカードを持っている方の割

合を保有率として公表しておりますので、保有率でお答えさせていただきます。今年1月月末現在の若狭町におけるマイナンバーカード保有率は85.9%で、県内では2番目に高い割合となっております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。保有率が85.9%ですか。若狭町の普及活動が行き渡っていることの現れですね。ありがとうございます。

次の質問です。

医療機関・薬局の窓口では、読み取り装置にマイナンバーカードを入れるように求められるようになり、私が見かけるほとんどの方が提示しています。健康保険証をマイナンバーカードに一体化することによるメリットは大きいと思います。スマホアプリのマイナポータルを利用すれば薬の処方履歴、予防接種履歴の確認ができるだけでなく、例えば医療費控除の確定申告が税務署に足を運ばずに済みます。ただ、データミスなどのトラブルもあり、不安に思う方も少なくないでしょう。

マイナンバーカードの保有者のうち健康保険証を登録している町民の割合は分かりますでしょうか。また、12月2日から健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証の普及に向けての働きかけはどのように行われていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えします。

マイナ保険証についてですが、倉谷議員御指摘のとおり、今年12月2日からこれまでの健康保険証は新規発行がされなくなりました。住民の皆様には、マイナ保険証への移行に御理解賜りありがとうございます。

御質問のマイナンバーカードの保有者のうち健康保険証を登録している町民の割合についてですが、町では若狭町の国民健康保険の状況のみ把握でき、被保険者の約77%の方がマイナ保険証の登録をされています。

なお、厚生労働省の資料によると、令和6年9月末時点で全国のマイナンバーカード保有者は全人口の75.2%であり、そのうちマイナ保険証の登録状況は、カード保有者の81.2%、7,627万人という状況です。これによると全国民のおよそ61%がマイナ保険証の登録をされているということになります。

マイナ保険証の普及に向けて、若狭町では令和4年12月から令和5年1月にかけて各集落を巡回し、マイナンバーカード集落出張申請受付を行いました。国では、マイナンバーカードを作成し、健康保険証としての利用申込みをするとマイナポイントが付与される特典もあり、令和5年3月末時点でマイナンバーカードを交付した町民の割合は80%を超えておりました。

また、国は各医療機関や薬局に対しマイナ保険証で受け付けする顔認証付カードリーダーの設置を進めており、若狭町内の医療機関や薬局でも既に設置されています。整骨院や接骨院でも、マイナンバーカードで保険証資格確認のみを行う機器を導入するなど対応しているところが増えてきています。医療機関や薬局、整骨院などでは、受付窓口で利用方法などを案内されていると思います。

マイナ保険証の本格的な活用はこれからですので、税務住民課としましてもマイナンバーカードの交付時には、これまでどおりマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限の説明のほか、マイナ保険証としての利用登録の御案内などを続けてまいります。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。マイナ保険証の登録状況は、若狭町では保有率も高いですから、かなり高いのではないかと思います。医療機関の窓口での登録も可能だと、さらに登録者も増えることでしょう。ただ、先日、私自身がシステムか機器のトラブルで使えないことを経験しました。完全移行後にはその対応が速やかにできるよう、関係機関への働きかけをお願いします。

行政のDXについて質問を幾つかしてきましたが、次は住民生活への直接的な取組について伺います。

政策目標の一つ、「地域づくり」にも急激な社会環境変化への対応に「DXによる住民の利便性及び行政サービスの向上」を掲げられています。ここでの具体的な目的とその取組について、そしてスケジュールをお聞かせください。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の政策目標のうち、「地域づくり」と「行政」の中で具体的施策として、「DXによる住民の利便性及び行政サービスの向上」を掲げ

ております。この施策は、デジタル技術の活用により住民の利便性を向上させることを目的としており、その具体的取組として、オンライン申請システムやオンライン施設予約システム、窓口などにおけるキャッシュレス決済に取り組んでおります。

まず1つ目のオンライン申請システムでございますが、令和4年度に福井県と各市町で共同運用しております福井県電子申請サービスにおいて、申請可能な手続を増やし、若狭町では現在80件を超える手続についてオンライン申請に対応しております。さらに今年度は、若狭町公式LINEから住民票取得などの4つの申請を可能としております。

2つ目のオンライン施設予約につきましては、令和5年度から同じく福井県と各市町で共同運用しております福井県施設予約サービスにより、体育館や公民館などの公共施設の使用予約につきましてオンラインによる施設予約が可能となっております。

3つ目のキャッシュレス決済につきましては、令和4年度から窓口での手数料や縄文博物館の入館料、パレア若狭の施設利用料などを負担いただく際に、キャッシュレス決済を導入しております。また、今年9月からは、上中診療所の診療報酬一部負担金につきましてもキャッシュレス決済が可能となっております。

今後の予定としますと、オンライン申請が可能となる手続をさらに増やしていくよう取り組んでまいりたいと考えております。また、ほかにもDXにより住民の利便性及び行政サービスの向上が図れる取組を検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。住民の利便性がどんどんよくなるのはうれしいことです。電話や窓口で対応していたサービスが省力化され、デジタル化によりできた余力で役場職員が住民のもとへ足を運び、住民に向き合う時間をつくるのがDXだと思います。こちらの取組も進めていただきたいです。

次の質問です。

デジタル技術を活用した地域づくりをしている自治体が、全国各地で見受けられます。その一つでは、高齢者や子どもがいる世帯にタブレット端末を1台ずつ無償で配布しているそうです。住民と行政の双方向型ポータルサイトを立ち上げ、医療、介護、福祉、災害などの情報を共有する計画で、若者が高齢者に使い方を教え、世代間交流を図ることも一役買っているようです。

若狭町高齢者福祉計画によりますと、令和5年4月時点での高齢者のいる世帯が3,237世帯あり、高齢者のみ世帯が1,390世帯で構成比が43.2%です。中には独居高齢者世帯もあります。防災に係る情報を音声告知放送や、間もなく運用を開始されます災害情報放送設備（屋外スピーカー）の放送を聞き逃した際の情報伝達、生活に係る情報をいち早く伝えることを可能にするデジタル機器を、誰もが手元に置くことが理想ではないでしょうか。

若狭町も高齢者や子どもがいる世帯にタブレット端末を1台ずつ無償で配布できないでしょうか。独居高齢者の日々の見守り活動や子育て世帯の孤立を防いだり、デマンドタクシーの予約、そして災害時の安否確認も可能になると考えます。ハードルは高いですがいかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

住民の皆様への災害などの情報伝達につきましては、音声告知放送を基本に考えており、タブレット端末の無償配布となりますと、機器代や通信費などに多額の費用が発生しますので、現時点では検討しておりません。

議員の御質問にもありました独居高齢者の日々の見守り活動や安否確認などについては、スマートフォンによる公式LINEや子育てアプリの「母子モ」など、デジタル技術を活用した対応が考えられますが、その実現に向けては様々な課題もございます。これらの課題を1つずつ検証しながら、今後の可能性を検討していきたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。今後さらに進んだDX化が求められることでしょうか。効率的な公共サービスの提供にとどまらず、高齢者や障害者など外出が難しい住民の方に寄り添った形のサービスの提供が求められます。住民のニーズを的確に捉え、対応をお願いします。

次は、産業のDXについて伺います。

若狭町総合計画の政策目標「産業・雇用」に観光分野でのSNSや動画配信サイトを活用した情報発信や地域経済活性化で、事業者のデジタル化等のサポートの取組を掲げ

ています。

そこで、今年1月に若狭町、大阪府高槻市、島根県益田市の市長と職員が、DX推進や観光誘客について意見を交わした姉妹都市サミットが行われましたが、具体的にどのような項目・内容の意見交換が行われましたでしょうか。また、3市町の連携は官民の人的交流も含め、今後どのように進められるのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

今年1月31日に、若狭町と姉妹都市関係にある大阪府高槻市の濱田剛士市長と島根県益田市の山本浩章市長にお越しいただき、姉妹都市サミットを開催させていただきました。サミットでは、毎回共通の政策テーマを設定して意見交換を行っています。1月のサミットでは、各市町でのデジタル技術を活用し、住民生活の利便性を向上させる取組などについて話し合われました。

両市長からは、公的手続のオンライン化や窓口のワンストップ化などについて紹介があり、当町においても今年度から実施しております、「書かない窓口」やLINEの電子申請受付などの導入を進める上で参考になりました。

また、若狭町からは、デジタル技術でエリアの魅力を高め、定住人口の確保をすることで、人口減少の中でも持続可能なまちづくりを進めることを目的としたスマートエリア開発事業などを紹介させていただきました。DXを推進することで、高付加価値な行政サービスを提供でき、住民の満足度の向上につながることや職員の業務効率の改善につながることから、それぞれ自治体が目指すDXの形について意見交換させていただきました。

今年度は8月に益田市で行われ、「自然災害への防災対策と危機管理」をテーマに話し合いが行われました。両市では、防災に関する人材育成や子どもたちへの防災教育が紹介され、その中でも過去の教訓を基にした防災教育は大変参考となり、当町の防災教育に役立てていきたいと考えております。今後も3市町の連携につきましては、1年に一度のサミットの開催に加え、それぞれに行われるイベント等へ相互に参加し、交流を進めてまいります。

また、住民の交流につきましては、毎年、高槻市都市交流協会が市内の子どもたちを募集し、若狭町での農村民泊を行っており、宿泊先では餅つきや葛まんじゅうづくり、まき割りなどの体験を行っております。今後も引き続き高槻市及び益田市との交流を深

めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。自治体によって抱えている課題は異なるでしょうが、その解決策のヒントになる点は多くあることでしょうか。職員同士が生の意見交換もできる場は大事にしていきたいと思えます。ともすれば顔を合わさずに物事がどんどん進んでいくようなデジタル社会ですが、住民との交流はそんな中でほっとするような場をつくってくれることでしょうか。

次の質問です。

6月補正予算で観光DX推進事業には270万円を計上しています。連携協定を結んでいるインターネット広告大手の株式会社マイクロアドの協力を得て、町は今後、観光客層の分析や宿泊施設などの整備、訪日外国人観光客の誘客促進などのテーマにも取り組む方針とのこと。これこそ官民連携で地域経済の活性化、雇用の創出で若者を引きつける手段としても有効であり、人口減少に歯止めをかける一助となることでしょうか。

今年の北陸新幹線敦賀延伸開業に加え、2025年の大阪・関西万博の開催もあり、若狭町では今後も観光業に有利な状況が続く見込みです。ただ私が心配するのは、スピード感を持って受入れ態勢が整うかです。

宿泊施設では、令和6年度多様な宿泊施設整備事業で県費を含め1,133万3,000円の予算取りをしています。民宿、旅館、ホテル事業者の応募状況はいかがですか。また、次年度も継続の事業となるでしょうが、後継者の心配される民宿の課題解決への支援施策をお聞かせ願います。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

町では、今年4月に東京に本社を置くIT企業、株式会社マイクロアドと観光DXに関する連携協定を締結し、現在、町の観光地等を訪れる人流データや客層の把握・分析を行っており、調査では誘客につながるターゲット層を絞ってウェブ広告を配信するなどとともに、その効果の検証も併せて行っているところでございます。

北陸新幹線敦賀駅開業後の町内ホテル、民宿等の宿泊者数は増加しておりますし、近年はインターネットを通じた予約が可能となったことで、30代、40代の若い宿泊者

も増えております。そのような中で施設のコンセプトを定め、魅力的な客室等に改修を希望される事業者が増えてきております。

県の補助事業を活用して実施しております多様な宿泊施設整備支援事業につきましては、民宿や旅館、ホテルにおいて、サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿など、魅力的な宿泊施設の整備にかかる経費を補助するもので、観光協会と連携しながら本年度は2件の施設の改修が完了しており、来年度につきましても3件の要望が出されております。町といたしましても、引き続き制度の周知を図るとともに、それぞれの宿泊施設の魅力が向上し、宿泊者がより快適に過ごせる空間の創出に資する事業に対し支援を行ってまいります。

次に、民宿等の後継者不足についてでございますが、町が進めております民宿への聞き取り調査において、約80%の民宿で後継者がいないと回答されています。実際、平成26年からの10年間で民宿の数が90軒から60軒まで減少しており、滞在型観光を進める上で大きな課題であると考えております。

課題解決策につきましては、調査による民宿の現状把握と分析を行った上で、民宿の経営者が必要とされる支援策を検討していくことが重要であると考えております。支援策としましては、例えば老朽化した客室の設備への支援といったハード面の財政支援のほか、事業継承のための相談対応、民宿を活用する人材の育成、さらには廃業後の民宿の建物を活用につなげる相談やマッチングの支援などが考えられます。また、民宿の魅力をSNSなどで発信し、この地域へのさらなる誘客を図ることで民宿経営が継承されやすい環境を整えていくことも重要です。

来年度は令和8年度からの第4次若狭町観光振興ビジョンの更新時期となりますので、その検討の中で今回の調査の分析結果を基に、観光協会とともに地元集落の御意見も十分お聞きしながら必要な支援策を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。最後の質問はDX推進から離れた方向になってしまいましたが、旅行の計画を立てるときや外出時には、デジタル技術なしでは身動きできない世の中になっています。観光客のニーズをデータからの確に捉え、それを速やかに反映させることで持続可能な観光産業になると確信します。観光事業者へは、デジタル化によって収集されるデータの分析・利活用により、戦略を練っての支援をお願いします。

進化続けるデジタル技術です。それを活用したDX推進は、ゴールのないレースのようなものです。町の振興、住民の利便性向上、デジタルを活用した情報伝達の面などでその効果を実感できるよう、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（辻岡正和君）

次に、2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は12時20分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、こんにちは。公明党の川島です。通告書に従い、大項目では3点質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

まず大項目の1点目、本町役場窓口業務の適正化について、幾つかお伺いします。

近年、行政への申請、手続書類は社会の複雑化や高度化に伴い、年々行政手続は高度な法的知識や専門的な知識を有する人でないと申請できないことが多々あります。そこで、国の制度として行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資するために、行政書士法を定めて行政書士を要請しています。

行政書士には、「行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされ、これに違反したものは1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられること」と規定されております。しかしながら、行政書士または行政書士登録をすることなく不当な報酬を得る目的を持って行政書士の業務を行う者が後を絶ちません。これらの違反を防止することや、これらの違反行為を根絶することは至難の業であります。加えて行政書士でない者が作成した書類を役場が受理してしまった場合、役場の責任にもなります。そこで、本町窓口行政の適正化について幾つかお伺いをします。

本町役場内に農地転用申請など複雑な書類申請の業務は幾つありますか。また、どのようなものでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

本町で受付を行っております行政手続は、住所や戸籍の各種証明書発行手続をはじめ医療、介護、子育てなど多岐多様な分野における申請などを受け付けております。

議員御質問の複雑な書類申請の数につきましては、複雑さの程度が個人によって違いがあり、多数の住民生活に関わるものや特定の方のみが利用するものなど、部署や窓口によっても住民の利用頻度が大きく異なっているため、一概に数をお示しすることはできませんが、申請書類と添付書面の作成が煩雑になる手続としましては、農地に関する手続が代表的なものとなります。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。たくさんあるということでしょう。行政書士が関わる書類と  
いうようにお聞きしたほうがよかったのかもしれない。

次の質問に移ります。

行政書士以外の方から本人の代理人として、または代理人に対して書類等の提出・受  
理をされたことがありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

役場への申請などに当たっての提出者につきましては、その申請の根拠法令によって  
異なりますが、例えば農地に関する手続では、申請者本人または行政書士からの申請が  
必要であり、それ以外の代理人からの申請書類などを受理したことはございません。

なお、令和4年4月から令和6年10月末までで、行政書士によって作成された申請  
書類の数につきましては、農地転用などの申請書類では251件中38件、法定外公共  
物占用申請では37件中3件でございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。私はもっと多いと思っていましたが、そうでもないよう  
です。では、書類の作成について、本人の代理人の方から書類作成の方法などについて質問を  
受けたことがありますか。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

不動産業者などの関係者からの問合せや質問はございますが、行政書士以外で代理人として他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類を業務として作成することは法律違反であることを認識しており、申請書類等を受け付ける際には適切な対応に心がけております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。

次に、行政書士は、行政書士法施行規則第9条により、自身の作成した書類の欄外に記名し、職印を押さなければならないとされています。本町窓口において、書類を受理されるときにしっかり確認をされていますか。いかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

申請受付の際には、書類の内容確認とともに申請者の確認を行っております。また、行政書士によって作成された書類につきましては、委任状及び欄外に行政書士の記名・職印があるかどうかを確認しております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。しっかり確認をされているということなので安心しました。

なぜこのような質問をしたかと言いますと、冒頭にも申し上げましたように、今、全国的に資格のない安い料金で行政書士まがいの商売をしているところがあるようです。それでお聞きしました。本町では、これまでにそのような事案はなかったようですが、今後もないとは言い切れません。なので、もう少しお聞きします。

本町においても、違法・不当な書類の作成、提出行為の排除を徹底する必要があると考えますが、防止策について御見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

法令遵守の観点から、今後も各課の受付窓口におきまして、申請や届出の提出、あるいは通知書などを受領する際には、書類の確認と併せまして窓口来訪者の本人確認を行い、行政書士が作成した書類かどうか、またその資格確認も徹底してまいります。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。今後もただいまの御答弁どおり、各窓口でしっかり御対応されることをお願いします。

それでは次に、大項目の2点目、「パートナーシップ宣誓制度導入について」お聞きします。

性的少数者、いわゆるLGBTQ+のように書かれる場合もありますが、そのカップルを公的に認める「パートナー宣誓制度」を、県が昨年11月1日に導入してより1年が過ぎました。パートナーシップ宣誓制度は、宣誓したカップルに「宣誓書受領証」を自治体が発行します。受領証に法的拘束力はありませんが、県や市町が提供する行政サービスで家族と同等の扱いを受けられます。県内では、御承知のように越前市が一昨年10月に県内で初めて導入しました。それに勝山市、鯖江市などが続いております。

県内では、これまでに県の制度で5組、市町の制度で10組の合計15組が宣誓をしています。県と7市はさらに制度の利便性を高めようと、宣誓したカップルが別の自治体に引っ越した後も、その認定を継続して受けるための手続を簡略化する自治体間の連携ネットワークに加入しました。全国で16府県、150市町村の合計169の自治体が導入しています。宣誓したカップルが別の自治体に転居する場合、通常は宣誓した自治体に宣誓書受領証を返還し、転入先で再度宣誓手続をしなければなりません。

さきの連携自治体間で引っ越す場合は返還手続が不要になり、制度継続に必要な書類の提出が減るということとなります。県の制度で宣誓したカップルは県外に引っ越すときに、市町の制度で宣誓したカップルは県内を含めた他市町に引っ越す際に役立つということとなります。県の担当者も、自治体間ネットワークに加入することで、転居時の負担が軽減する、使いやすくなった制度をより活用して欲しいというように言っております。これは県民福井の11月2日付の紙面にそのようなことが書いてありました。

そこで、本町はまだパートナーシップ宣誓制度を導入しておりませんが、なぜ導入しないのでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答え申し上げます。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、福井県や県内の市町が導入されております。また、当事者の方々にも様々な問題が生じているということも承知しているところでございますが、しかしながら、日本におきましては、同性婚は法的に認められていない状況にあります。またあわせて、この現行法に関する規定について、今裁判も行われておりますし、訴訟であったり国の動向を注視しているところでございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。法律上に課題があるから導入できないという御答弁でしょうか。全くもって優等生のお答えだと感じます。

では、ほかの市町村でパートナーシップを宣誓したカップルの方が、本町に転入してきた場合、本町ではどのような対応を取られるのでしょうか。その手続なども含めて伺います。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

他の市町村でパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けられた方が若狭町へ転入してこられた場合でも、住民登録の転入手続はどなたも同じ手続となります。

なお、パートナーシップ宣誓制度は福井県も導入していますので、県の制度を御利用いただくよう御案内いたします。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。転入時の住民登録は問題ないということでしたが、私の認識では、他自治体でパートナーシップ宣誓しているカップルが転出する際には、受領証を返却しなければなりません。そのカップルの方が導入していない本町に転出されると、住民登録は本町でできますが、受領証の発行は県の窓口まで行かなければなりま

せん。ですが、パートナーシップ制度の自治体間相互での連携があれば、引っ越しなどにより自治体が変わったときもパートナーシップ制度の手続がそのままできるというふうになります。この点について、御見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

川島議員から御指摘のありました制度は、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体で、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けられた方が、このネットワークを構成する別の自治体へ住所異動した場合、パートナーシップ宣誓書受領証の交付手続負担を軽減することを目的として実施されているものです。

パートナーシップ宣誓制度を導入している福井県は、このネットワークに加入していますので、パートナーシップ宣誓書受領証を転出先に返還することなく、福井県人権センターで受領証の継続申請を行うこととなります。若狭町は、パートナーシップ宣誓制度を導入しておりませんので、このネットワークの取組は御利用できません。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。県で再継続の手続ができますということですが、そこでワンクッション入れなければならないというところに不便さを感じています。この不便さを感じているのは私だけでしょうか。

本町への移住・定住促進のためにも、前に居住していたところと同等またはそれよりもよい行政サービスを提供しなければ、移住・定住促進になかなかつながらないのではと私は考えます。なので、パートナーシップ宣誓制度の導入とネットワークへの加入を含めた御検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

大項目の3点目、「若狭町木造住宅耐震改修促進事業について」幾つかお伺いします。

今年は年頭に能登地方で大きな地震が起こり、その後、各地で大雨による災害も発生しました。本町町民の皆様にもありまして、防災に関する意識が非常に高まった1年であったのではないのでしょうか。若狭町防災士の会の皆様が町内のあちらこちらへ出かけられて防災を訴えられておりますが、今年は特に忙しかったようです。

防災の基本は自分の命は自分で守ることです。自分に降りかかる災いを危険予知して早め早めに対処する、準備することだと考えます。大きな地震が起きたときに、果たし

て我が家が耐えられるのか、気にかかったら耐震診断を受け、場合によっては改修をすることもその一つだと思います。

そこで、若狭町木造住宅耐震改修促進事業の概要と本事業を住民の方が利用するには、どのような手順を踏めばよいのでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

本事業は、旧耐震基準で建てられた一戸建て木造住宅に居住する個人所有者に対し、耐震診断及び補強プランの作成を行う耐震診断士の派遣に要する費用、耐震改修工事に要する費用の一部を、国・県・町が連携して補助制度を設け、木造住宅の耐震化を促進させる事業でございます。

本事業を利用する手順としましては、まず対象住宅の所有者が若狭町木造住宅耐震診断等促進事業に申込みをしていただきます。その後、福井県に登録された耐震診断士が一般社団法人福井県建築士事務所協会から派遣され、現地を訪れ建物の状態を調査し耐震診断を行います。診断結果に基づき、必要な補強プランも作成いたします。

次に、耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定され、補強プランに基づく耐震改修工事を行う場合、若狭町木造住宅耐震改修促進事業に申し込んでいただき、審査を経て補助対象として選定されますと、耐震改修工事に着手していただきます。耐震改修工事は、耐震診断士による工事監理や工事完了後に耐震性能があるとの証明が必要となります。

次に、耐震改修工事完了後に補助金交付申請の手続きを行っていただき、補助を受ける手順となります。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。この事業に申し込むことから始まり、次に耐震診断士の診断を受けて、その結果により本事業が受けられるか受けられないかが決定されるということでしょう。

では、これまで本事業を利用された件数と次年度以降も本事業を継続されるのか、その理由も併せてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

本事業の利用件数につきましては、これまでの実績に本年度の見込み件数を含め御報告させていただきます。

耐震診断を行った方は46件に10件増の56件、耐震改修工事の補助を受けた方は8件に4件増の12件となる見込みです。本町では耐震診断10件分の予算を確保しておりましたが、今年1月に発生しました能登半島地震以降、町民の皆様の防災意識が高まり、耐震診断及び耐震改修ともに御相談いただく件数が想定以上に増え、予算の範囲を超えたため、今年度に申込みの受付ができなかった方がおられますので、次年度以降も本事業を継続し、耐震診断及び耐震改修工事の促進を図っていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。私が思っていた件数より多いのに驚きました。そんなにありましたか。

では次に、本町において耐震シェルターを設置された事例はありますでしょうか。また、耐震シェルターを設置できる条件、手続、その補助額についてもお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町木造住宅耐震改修事業では、木造住宅の耐震化を促進させるため、住宅全体の耐震改修工事や寝室や居間などの特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事、木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、安全を確保する耐震シェルターの設置に要する費用に対し補助を行っており、耐震シェルターの設置につきましては、今年度より補助対象となっております。

今年度の耐震改修工事4件の見込みにつきましては、住宅全体の耐震改修工事が2件、特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事が2件となっており、耐震シェルターの設置工事はございません。

次に、補助対象となる耐震シェルターの設置につきましては、公的機関により安全性

の評価を受けたものとし、工事請負契約により設置することや、耐震シェルターの設置後に耐震診断士が適切な位置について確認を行うことを補助の要件としております。

なお、耐震ベッドや耐震テーブル等の購入・設置につきましては、補助対象外となっております。

耐震シェルターの設置工事に対する補助を受ける場合の手続につきましては、耐震改修工事と同様に、まずは建物の耐震診断を受けていただき、耐震補強の必要があると判断された場合に申し込みいただく流れとなっております。補助額につきましては、耐震シェルターの購入、運搬及び整備、並びに床の補強工事等に要する費用を補助対象とし、本年度の補助額の上限は150万円となっております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。いつ災害が起こるか分からない昨今です。しかも被害状況は甚大になることも危惧されます。住民の皆様の安心安全の第一歩が御自宅が健全であることではないでしょうか。どうか本事業が永く継続されますことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は1時57分までとします。

○5番（増井文雄君）

それでは、午後1番の質問ということでよろしくお願いいたします。

今回の一般質問につきましては、「誰一人取り残さない持続可能なまちづくりについて」ということで、この件につきまして各課の取組をお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

11月13日の朝刊に、「2050年には単身世帯40%超27都道府県「高齢独居地方で高く」、一世帯の平均人数も34都道府県で2人未満となる」との記事がありま

した。

これは2020年の国勢調査に基づいて推計されたものですが、2050年の総世帯数は310万世帯減り5,261万世帯、その一方で一人暮らしは215万世帯増えて2,330万世帯、65歳以上の一人暮らしは346万世帯増え1,084万世帯となり、そのうち全世帯数に占める一人暮らしの割合も2020年の38%から2050年には44.3%と6.3%上昇するとのことでございます。

福井県では、2020年から3万1,000世帯減り26万世帯となり、一人暮らし世帯が6,000世帯増の9万2,000世帯で総数の35.5%になり、65歳以上の一人暮らしは4万8,000世帯、1万4,000世帯増で全世帯の18.6%になります。また、75歳以上が3万2,000世帯、1万3,000世帯増で12.3%を占めます。福井県の1世帯の人数は2020年の2.57人から2050年の2.12人になりますが、全国では山形県に次いで2番目に多い数字となっております。

当町も高齢化に伴い、一人暮らしも年々増え続けており、暮らしを支える見守り活動の重要性が増してきておりますが、その見守りを支える担い手も高齢化が進み、どの地域も人員確保に苦慮しているのが現状であります。

また、近年、高齢者や一人暮らし世帯を狙った事件、そして様々な事故も頻繁に発生しており、防犯対策の重要性や見守りの在り方も再考の時期に来ているものと考えております。

渡辺町長は、第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の中で、SDGsの理念の下、地域の特性を生かした「協働の町づくり」をさらに発展させ、誰もが心豊かに幸せを実感でき、住み続けることができる若狭町の実現を目指すとのことであります。先人たちが築いた歴史と伝統を、より強く、より深く、誰一人取り残さない持続可能な実現に全力を尽くすとのことでもあります。

まず最初に、1つ目の質問をさせていただきます。

この質問については、2年前の9月議会でもさせていただきましたが、この2年間の推移と現状をお聞きいたします。まず、一人暮らし世帯及び高齢者世帯増加についてお聞きします。若狭町の一人暮らし世帯及び高齢者世帯は、現在何件あるのか。また、現状と今後の予想についてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、質問にお答えいたします。

若狭町の一人暮らし世帯は1,362世帯、うち高齢者は831世帯となっております。また、共に65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯が616世帯となっております。

今後の動向につきましては、令和6年4月1日現在の当町の総人口は1万3,499人、65歳以上高齢者は4,921人となっており、第2次若狭町総合計画では、令和12年に総人口が1万2,785人、65歳以上高齢者が5,000人と推計しております。総人口は減少傾向であります。高齢者人口につきましては、しばらくは横ばいとなっております。これに対し高齢者の一人暮らしにつきましては、推計値は出ておりませんが、団塊の世代の方が高齢になるにつれ、今後数年は増加傾向になると考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。2年前から一人暮らしが87世帯増、65歳以上の高齢者世帯では30世帯の増、65歳以上の高齢者世帯も現在616世帯とのことで、大変悲しいかな確実に増えているようで残念でございます。

最近は一人暮らし世帯の中で、孤独死される方の事例が多く見られますし、体調が急激に悪化し、搬送に伴う通報が遅れ死亡される事案も多くあると聞いております。

まず参考に、上記世帯対象の事故状況についてですが、孤独死者数に変化（増加等）が見られるのかをお伺いします。その中で、孤独死等の警察の現場検証数というのはどれぐらいあるのかをお聞きいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えします。

孤独死者数に対する統計はございませんので、一人世帯高齢者で自宅でお亡くなりになった方の令和4年度から現在までの死亡者数の集計を御報告いたします。

令和4年度が5名、令和5年度が9名、今年度は10月末までに3名となっております。また、警察の現場検証数につきましては、警察署に問い合わせましたところ、一人世帯高齢者の福井県内での本年1月から6月までの件数として158件となっております。若狭町での件数につきましては非公表とのことでございます。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。実は昨日も町内で悲しい事案もありました。毎年、こういう悲しい事案が増えておりますので、ぜひ見守り強化につながる対策を講じていただきまして、共助できる地域の推進に向け役場が中心となり、関係機関との連携もよろしくお願いたします。

死亡事故がありますが、その一方で高齢者が間一髪で助かる事例もございます。そこで、高齢者等の救急搬送数の現状についても伺います。また現在、町民宅に配布してあります救急搬送時の救急キットの普及率や活用状況についてお聞きいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

高齢者の救急搬送数について消防署に確認したところ、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯別の統計はされておりましたので、高齢者の過去3年間の救急搬送数を御報告いたします。

令和3年が全搬送数518件のうち高齢者が351件、令和4年が全搬送数524件のうち高齢者361件、令和5年が全搬送数555件のうち高齢者370件となっており、高齢者の搬送数は若干増加傾向にあるといえます。

救急キットは、かかりつけ医療機関や持病などの医療情報、また緊急連絡先などの情報を専用の保管容器に入れ自宅の冷蔵庫等に保管しておくもので、緊急搬送時に救急隊や病院が迅速に救急救命活動を行えるものとなっております。過去3年間の配布数は、令和3年度末で2,104件、令和4年度末で2,035件、令和5年度末で2,065件となっております。

救急搬送時の活用状況を消防署に問い合わせましたところ、年間1～2件とのことです。これは搬送時に御家族が在宅の場合がほとんどであったためであり、キット自体は一人暮らしの方や御家族が不在の場合には大変有効なものとなっております。今後も周知・配布の徹底に努めてまいります。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。緊急搬送の高齢者の割合が高いのには本当に驚きました。年々増えているようでございます。毎年増加傾向にあることに対しましても、町として

も何らかの対策を講じていただきたいと思いますし、同時に救急キットの活用と普及についてもさらなる周知徹底のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

高齢者の見守りやボランティアの中では、民生委員などの役割も重要であります。しかし、厚労省の報告では、全国で定員24万人に対し1万3,000人が欠員であります。このような問題は若狭町においても対岸の火事で済ますこともできません。現状では、民生委員をはじめとする各委員の方々の協力と連携が不可欠であり、大きな力でもあります。しかしながら、いまだ各委員の連携が十分取れず、それぞれの活動で終わっていることもあるように聞いております。

そこで、町内の現状に対しまして、地域見守りネットワークの体制強化がどこまで図られているのかについてお聞きいたします。3点あります。

1点目、民生委員、児童委員、福祉委員、老人家庭相談員の連携状況についてお聞きいたします。

2点目、緊急通報装置の設置件数の推移（普及率）について伺います。

3点目、地域見守りネットワークの活動と連絡会議の状況を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

まず、民生委員、福祉委員、老人家庭相談員の連携状況についてですが、民生児童委員協議会などを通じて連携の重要性については説明し、見守りなどに関しまして協力を依頼しているところですが、民生委員や老人家庭相談員がいない集落もございますので、若干集落での取組にばらつきはあるものの、おおむね連携して当たっていただいているものと考えます。中にはこの3者に加え、区役員なども入り連携会議を持っている集落や、スマートフォンのLINEグループなどをつくり連携している集落などもございます。

次に、緊急通報装置の設置件数の推移でございますが、令和3年度が22件、令和4年度が21件、令和5年度が18件で、令和6年度現在は18件となっております。今後も必要とされる世帯への設置が進むよう、周知していきたいと考えております。

次に、地域見守りネットワークの活動についてですが、地域見守りネットワークにつきましては、金融機関や生命保険会社など7事業所との協定を結んでおり、各事業所に

において業務に支障のない範囲での見守り活動を行っていただいております。現在のところ通報などに至った案件はございませんでした。

なお、連絡会議につきましては、これまで通報などに至った案件がなく開催はしていませんが、今後はより一層の連携を図るため、必要に応じて開催していきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。2年前とあまり進展していない状況で、やや残念でございます。緊急通報装置についても、普及しないのは何が原因なのか、また本当に必要なのかなど、再検討していただきたいと思っております。

地域見守りネットワーク活動及び会議についても、まず会議を開いていただいて、今何を必要としているのかなど、十分協議した上で事業活動につないでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。

孤独・孤立対策の基本方針の一つとして、「見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うことが大切である」とあります。そこで2点質問いたします。

まず、地域づくり協議会等との連携について、地域の中の支え合い部会や福祉部会との話し合いによる互助、支え合いの研修会や懇談会の成果や実績について伺います。また同様に、社会福祉協議会とどのような連携を行っているのかを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

まず、地域づくり協議会などとの連携による成果、実績についてですが、今日まで各地区の支え合い部会や福祉部会などを中心に、互助、支え合いの研修や懇談会を重ね、支え合い活動を実践していただいております。

各地区の令和5年度における具体的な取組事例でございますが、支え合い連絡会を定期的に開催している地区、高齢者の買物支援を実施している地区、健康づくり教室を開催している地区、高齢者の集いの場を開催している地区、高齢者の困り事などを聞き取

り調査を基に集落の福祉関係者などで話し合い、対策を検討している地区など、各地区それぞれの活動が展開されています。活動を継続する中で、支え手の高齢化や後継者がいないなど、高齢者を支える人材の不足という課題も出てきております。

次に、社会福祉協議会との連携についてでございますが、集落の新規サロンの立ち上げへの支援協力、介護予防を目的としたフレイルチェックへの参加などが、現在、社会福祉協議会との連携で実施しているものです。今後も見守りや生活の困り事などの地域福祉活動に係る連携が重要だと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。特に各地区の地域づくり協議会の中の支え合い部会や福祉部会などの皆さんは、ボランティア活動でありながら、本当に一生懸命地域の中で地域に溶け込み日々活動されております。行政もその地域の皆様とさらなる連携強化を取りながら、官民一体となった強固な支え合いができる体制の確立に期待をいたします。

次の質問に入らせていただきます。

高齢者等にとっての相談窓口であります、「地域包括支援センター」の現在の対応状況、現状を踏まえた今後の方策についてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでは、町内の70歳以上の高齢者で介護認定を受けていない一人暮らしや高齢者夫婦世帯を訪問し、生活の状況や相談事、困り事などを聞かせていただいております。対象世帯件数は、令和5年度末において一人暮らし世帯約300件、高齢者夫婦世帯約250件、合計550件です。年間訪問数は約60件で、順次訪問しております。

訪問で把握した相談内容や困り事には、必要な公的サービスにつなぐなどの対応しております。また、地域の民生委員とも協力して対応に当たることもございます。しかしながら、公的サービスや地域包括支援センターの活動では対応に限界がございます。今後も民生委員をはじめ地域の福祉関係者などと連携した活動を行うとともに、地域の互助的な支援などが充実すること、それらの支援などにつないでいくことが重要になってきます。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。答弁にもありましたように、地域包括支援センターも対応にはもう限界のところまで来ているようでございます。また、補助を民生委員など地域の福祉委員に委ねるにしても、これ以上の負担増が難しいところもあります。

今後、状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげるためには、新たな相談支援体制の整備と構築、そして人材育成が急務と思われれます。町内の現状を十分御検討いただき、今後の体制整備をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

高齢者や一人暮らしの世帯増加が及ぼす集落自治への影響についてお伺いいたします。

まず1つ目、集落別（地区別）の高齢化率や一人暮らし世帯の状況をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

福祉課では、年度末の住民基本台帳を基に、地区別、集落別の人口や高齢者世帯数を把握する作業を行っております。そのデータに基づいて、令和6年3月末における地区別の高齢化率及び65歳以上一人暮らし世帯率についてお答えいたします。

まず、高齢化率は、若狭町全体では36.5%、三十三地区39.5%、明倫地区43.8%、三方地区38.8%、気山地区26.1%、西田地区43.6%、鳥羽地区34.7%、瓜生地区32.3%、熊川地区34.8%、三宅地区32.8%、野木地区37%となっております。

次に、65歳以上一人暮らし世帯率は、若狭町全体では16.8%、三十三地区18.5%、明倫地区17.3%、三方地区19.8%、気山地区13.5%、西田地区17.6%、鳥羽地区13.6%、瓜生地区15%、熊川地区18.9%、三宅地区16.2%、野木地区16.3%となっております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。高齢化率につきましては、地区により大きな差があるようで

す。新たな住宅地のあるところは、やはり低い数字となっております。65歳以上の一人暮らし世帯率についても、今後それぞれ注視していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今年1月1日の能登地震の際、各集落の自主防災組織が十分機能していたのか、特に高齢者が多い集落や常神半島の地域での状況はどうだったのかをお伺いたします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

今年1月1日に発生した能登半島地震は、本町でも震度4の揺れを観測し、海岸地域には津波警報が出されましたが、本町におきましては消防などへの救助要請や被害報告はありませんでした。海岸地域では津波警報が出されたので、町からの避難指示の後、海岸地域の区長様と連絡を取らせていただき、集落における状況や高台への避難を確認させていただきました。

大規模な災害となると、行政機関の対応だけでは限界があるため、住民の皆様の自助、共助の取組が必要であります。そのため、組織の基礎づくり及びその活動を促進する活動支援補助や、住民の皆様が行動していただく避難方法の周知を行いながら、毎年実施する若狭町防災訓練に合わせて集落の事情に応じた避難行動を確認していただき、自主防災組織の活動機能の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。今年の1月1日は想定以上の地震でありました。町民にとって大きな不安が募り、災害発生に伴う避難行動もまちまちであったともお聞きしました。当町には災害時、孤立集落のおそれが現在6集落もあります。そのような中でも住民の皆様で自助・共助を進めるなら、なおさらふだんの防災訓練も重要と考えております。もう一度訓練を再検証いただきまして、誰一人取り残さないような対応をよろしくお願いたします。

次の質問に入ります。

町内の集落で、高齢者や一人暮らし世帯への対応で、模範となり成功した事例などがあるのかをお伺いたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

参考となる事例を申し上げます。

地区単位で申し上げますと、民生委員を中心に各集落の福祉委員や老人家庭相談員が役割分担をして、訪問活動による見守りなどを行っている地区があります。集落単位で申し上げますと、一人暮らしの方など気になる人がいると、民生委員、福祉委員や老人家庭相談員やサロンの世話人、区の役員で集まり、その人をどう支えていくとよいか話し合いの場を持っている集落、福祉関係者と区の役員などがスマートフォンのグループLINEで見守りが必要な人の状況などの情報共有を図っている集落がございます。

また、買物支援のボランティアが、いつも利用している人が来ないため家に様子を見に行き、倒れているところを発見した事例もあるなど、地域で見守ることが大切であることが分かります。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。最初の質問と重なりますが、やはり民生委員や福祉委員、老人家庭相談員の方々の協力があつての集落自治だと思います。今まで以上の連携とネットワーク体制強化、それ以上に役場の皆様の協力と支援をよろしく願いいたします。次の質問です。

町の地域コミュニティ活動助成等について、活動助成、高齢者の多い集落にはどのように活性化をもたらしているのかについてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

初めに、令和6年3月末時点で若狭町の高齢化率は36.5%となっております。その内訳を集落別に見ますと、高齢化率40%を超える集落数が38集落となり、全体の4割を超える集落が高齢化率40%以上となっております。今後の若狭町の人口推計を勘案いたしますと、現時点では高齢化率が下がることが期待できない状況であり、この状況は集落コミュニティの衰退を引き起こし、集落への愛着の喪失につながるおそれ

あると考えています。

現在、若狭町では高齢者が増えている状況の中、次世代を担う若者が少しでも負担軽減でき、集落が少しでも活性し、今後も継続できるよう「SDGsまちづくり推進事業補助金」を創設いたしました。SDGsまちづくり推進事業補助金は3つの対象事業で構築されております。

1つ目は、持続可能な集落の構築を目指し、地域課題の解決に取り組むための「SDGs集落づくり推進事業」、2つ目は、地域内の危険箇所の改善や保全整備など、子どもや高齢者が住みやすい環境整備を行うための「ほっと安心できる地域づくり事業」、3つ目は、住民交流の機会創出とコミュニティ活動の活性化を図るための「SDGs集落イベント活性化支援事業」となっております。

集落において活用方法は様々ですが、座椅子の購入や集落センターのバリアフリー化など、高齢者の皆様も活動しやすい環境づくりを進める集落もごございます。まずはこの事業を有効に御活用いただき、全ての集落がSDGsの理念であります。誰一人取り残さない持続可能な社会の構築を目指していただくことを期待しております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。まず4割の集落が高齢化率40%超えということについては、予想以上で大変驚きました。どの集落も少子高齢化で集落の行事縮小や消滅など、大変頭を悩ませております。いまだ助成金等を活用されていない集落には的確なアドバイスをしていただき、集落の負担軽減及び活性化につながる支援のほうをよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

毎年実施されております地区要望や集落ヒアリングの中で、高齢化世帯や一人暮らし世帯の問題がどれだけ提出されているのか。もしあるのなら、その問題への対応状況についてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

毎年実施しております地区要望や集落ヒアリングにおきましては、ハード整備の要望が多いこともあり、議員御考察のような問題や課題についての問合せはございません。

しかしながら、集落の抱える実情としまして大きな課題であると認識しておりますので、問合せの集落等に応じた個別の対応が必要になると考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。地区要望や集落ヒアリングは主にハード中心と認識しておりますが、ソフト面（地区や集落の問題）については集落ヒアリングの中ではそういうことも出ておりますので、今後そういう問題をじっくり聞ける環境づくりや窓口の創設が必要だと思いますので、ぜひ来年度からは実施いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問です。

現在、DXを積極的に取り入れた調整を行っておりますが、デジタルとは無縁の高齢者等生活弱者への対応について伺いいたします。周知方法の見直しが必要ではと考えますが、いかがなものでしょう。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

町としましては、DXを推進しておりますが、デジタル環境が整っていない方々への情報提供につきましては、従来の周知方法である行政チャンネルや町の広報、告知放送による対応を引き続き実施してまいります。今後も見守りなどの対面的な支援など、地域福祉関係者との連携が不可欠であると考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。さきの説明にもありましたように、当町の高齢化率は36.5%でございまして、町民の約5,000人にあたります。全ての方がDXに対応できるとも思えません。また、若くても利用できない方もおられますので、もう一度現状をしっかりと分析していただきまして、今後、町民の生の声を聞いていただき、誰一人取り残さない対応をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

渡辺町長は、SDGsの理念の下、地域の特性を活かした「協働のまちづくり」をさ

らに発展させ、誰もが「心豊かに幸せを実感でき、住み続けることができる若狭町」の実現を目指し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくり実現に全力を尽くすとのことですが、人口減少で高齢化が進み、一人暮らしが増え、集落機能が低下している中、今後、町長は若狭町として町民の皆様に対しどのように伝えていくのかをお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

増井議員から、前段は人口減少であったり高齢化、また頻発する災害、こういった課題を挙げていただきまして、その中でも集落の役員さん、また民生委員・児童委員の皆さん、福祉委員の皆さんをはじめ関係者の皆様が連携を図っていただきながら、集落や地域を見守っていただいている、こういったことをも御紹介をいただきまして、本当に日頃から皆様方の見守り体制の構築に御協力をいただいていることに、まず感謝を申し上げます。

その上で、今後の若狭町の将来像というところでございますけれども、若狭町におきましては平成22年度に第1次若狭町総合計画を見直し、町の基本戦略として次世代の定住促進と住民自治の推進を掲げ、人口減少と少子高齢化の課題について様々なことに取り組んでまいりました。

次世代の定住促進につきましては、「若者が住みやすく、活躍するまちをつくる」をテーマとして、次代を担う若者たちへの支援に重点を置いて、生産年齢人口を確保させることにより少子高齢化に対応した住民福祉の向上と地域の活性化を目指してまいりました。

具体的な取組といたしましては、若狭町次世代定住促進協議会や若狭町空き家情報バンクの設立、高校生までの医療費無償化など、幅広い子育て支援も行っております。また、住民自治の推進では、「子どもから高齢者までが支え合う地域をつくる」をテーマとし、自助・互助・共助・公助によるまちづくりを形成し、自立と協働のまちづくりを目指してまいりました。こちらにつきましても、地域づくり協議会の設立や各集落による集落計画の作成、集落に対する原材料支給応援事業の支援などを行ってまいりました。

現在は、第2次若狭町総合計画に基づきまちづくりを行っておりますが、この総合計画におきましても同様の基本戦略を掲げて、さらにはSDGsの理念や目標を踏まえて、課題解決に対する政策や施策の強化を図ってきているところでございます。

先ほども御紹介をさせていただきましたけども、ソフト面でも地域課題に即した柔軟性のある支援というところで、「SDGs 集落づくり推進事業」であったり、「SDGs 集落イベント活性化支援事業」といった事業を新たに創設しながら、地域の皆様方にも御活用いただき、集落づくりや見守り、また高齢者の皆様の交流・集いの機会を創出していると考えております。

しかしながら、近年、地方の人口減少であったり少子高齢化は、若狭町のみならず全国的な問題であります。その状況を踏まえて、次期集落計画につきましては、それぞれの集落において令和7年度中に作成していただく予定でありますけども、改めてそれぞれの集落の課題を検証していただきながら、子どもから高齢者までが支え合う地域づくりに対する集落の意識を高めていただきたいと思いますし、誰もが幸せを実感できる地域となるよう、協働のまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

この推進にあたっては、地域と行政の連携というところも必要不可欠でございますので、私もしっかりとリーダーシップを発揮しながら、今後も「協働のまちづくり」を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

大変力強い御答弁ありがとうございます。子どもから高齢者までが支え合う地域づくりについては、集落の現状や環境からは難しいことも多々あるかと思えます。地域の課題や問題を解決するには、町民と行政が連携し一体とならなくては先に進まないと思えます。同時に集落の活性化もありません。

特に高齢者や一人暮らし世帯、また子育て世帯に対しては、職員の皆様からは丁寧に町の取組や施策、補助金など、町民の皆様が納得いくまで説明していただき、町の基本戦略である「次世代の定住促進」や「住民自治の推進」に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この若狭町が県内市町のモデルとなるべく、「子どもから高齢者までが支え合う地域づくり」、イコール「協働のまちづくり」を、力強く推し進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

では次に、13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は2時45分までとします。

なお、北原武道君より資料提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

10月26・27日、大飯原発3号機が事故を起こしたという想定で、福井県主催の避難訓練が行われました。27日は、気山地区を対象として住民の一時移転訓練が行われました。訓練は、避難計画の実効性を検証し、不備な点を洗い出し、計画の改善を図ることが目的の一つであります。

本町としては、今年の訓練をどのような点に着目して実施したのか、その結果はどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

まず、10月26日、27日にかけて福井県原子力総合防災訓練が実施されました。このことにつきましても、御参加いただいた皆様方に、改めてこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。北原議員も越前町まで状況を御視察されたということでございまして、お礼申し上げたいと思います。

本年につきましては、能登半島地震で相次いだ集落孤立を踏まえ、港が壊れていても接岸しやすい遊漁船、またゴムボート等、多様な手段での搬送訓練が新たに実施されております。本町でも、常神漁港におきまして海上保安庁の巡視船による搬送訓練が行われ、私も現地で確認をさせていただきました。今後も訓練を重ねていくことで実効性を高める必要があると考えております。今後も繰り返し関係機関と連携した訓練を行い、さらなる訓練内容の充実が図られることによって、住民の皆様の安心・安全へとつながっていくものと考えております。

なお、町としての取組、また成果等につきましては、環境安全課長よりこの後、答弁をさせます。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

本町における避難訓練の着目点につきましては、原子力災害はほかの一般災害と異なる特殊性があり、放射性物質などは人間の五感で感じることができず、個人の判断で避

難行動することができないため、国、県、町からの正確な情報に基づいた避難行動をしていただく必要があります。そのため、住民の皆様への適切かつ明確で多様な情報伝達として、音声告知放送、緊急エリアメール、公式LINEを活用して実施させていただきました。

町としては、それらの情報伝達システムの操作手続につきましては、事態の進展に合わせてそれぞれの確に行うことができておりましたが、緊急エリアメールにおきまして、一部携帯電話会社で通信障害が生じておりました。この事象につきましては、県から当該システムを管理運用している総務省と運用会社に改善を申し入れ、10月末に改修が完了しております。

次に、若狭町全域が大飯原子力発電所から半径30キロ圏内のUPZ区域であり、屋内退避の行動が重要であります。そのため、各施設における避難計画に基づいた行動が重要であり、昨年より町内の保育所、小中学校におきまして屋内退避訓練を実施しており、今年は新たに社会福祉協議会でも実施していただき、合計1,780名の参加となっております。そのほかにも今回の訓練に合わせて、屋内退避の行動に係る動画を約1か月の期間、ケーブルテレビで放送し、広く住民の皆様への周知も行っております。

そして、自家用車への安定ヨウ素剤配布を、被爆への影響が少ない避難道路の周辺である美浜西小学校において、美浜町と合同で実施させていただきました。安定ヨウ素剤は、緊急時に適切なタイミングで服用することが重要であります。訓練当日は、両町でしっかりと役割分担を行うことで、スムーズな安定ヨウ素剤の配布ができました。また、バス避難においても、避難者への速やかな誘導と安定ヨウ素剤の配布に努めたため、早い出発につながられたと思っております。

次に、避難所における受付と受入れに関しましても、スムーズな対応が必要であります。これまでも避難先の職員の方と協力しながら、LINEなどを活用して行っており、今回につきましても、当日、受入先である越前町の職員の方と役割分担をすることで、参加された子どもから高齢者までの方のスムーズな受付と受入れが行えたと思っております。

原子力防災訓練につきましては、常に反省点など振り返りをしながら、次に向けて改善をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、幾つかの新たな試みとその結果を紹介していただきました。初動の屋内退避訓練

ですが、本町では一般住民だけでなく、保育所・学校でも実施していると。今年は社会福祉協議会もこれに加えたということでございました。

保育所、学校、病院、介護施設、こういったところは施設ごとの独自の避難計画を定めております。住民の避難訓練に合わせて、特定の施設がその計画に沿った訓練を行う、これは大変意義のあることだと思います。本町担当課の取組を称賛したいと思います。このような施設での訓練については、屋内退避にとどまらず、次の段階の訓練、避難ですね、こういったことも検討していただくと、なおよろしいかと思えます。

私、住民の一時移転訓練を見学いたしました。レインコートやマスクを身につけ、避難グッズを背負った参加者がいらっしゃいました。また、車椅子での参加者もいらっしゃいました。これは自家用車での参加のほうだと思いますが、例年に比べて気山地区の訓練参加者の本気度を感じたところでございます。

私、担当課に後でお願いいたしまして、参加者のアンケートを見せていただきました。車椅子の方のものかどうか分かりませんが、アンケートの中に障害者の避難は困難だと書かれたものがございました。貴重な意見でございます。このことに関連して、在宅の避難行動要支援者に関して質問をいたします。

気山地区で在宅の避難行動要支援者は何名いますか。そのうち支援者が決まっている方は何名ですか。

支援者が決まっている場合、支援者が同居者または親族、または近隣住民であるケース、それから支援者が町職員、集落役員、消防団員であるケース、それぞれ何件でしょうか。

さらに酸素吸入とか胃ろうといった医療器具を装着していたりして寝たきりだったりして、ベッドを離れられない重症の在宅患者については、支援者はどのように救助の支援を行うのか、以上お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

気山地区における在宅の避難行動要支援者は、令和6年10月1日現在で55名です。そのうち個人情報支援のために関係者間で共有することに同意され、個別避難計画が作成され支援者が決まっているのが14名です。支援者は1名から3名決められており、同居者または親族、または近隣住民のみであるケースが10件、町職員、集落役員、消防団員のみであるケースがゼロ件、両方であるケースが4件となっております。

また、医療器具を装着し寝たきりである方の避難についてですが、救急車を利用したり、担架や車椅子などを使っての避難など、災害の状況やその方の状態に応じて支援することとなります。現在作成されている個別避難計画は、支援者が決められてはおりませんが、避難方法や避難ルートなど未作成の部分があります。今後、詳細な避難支援が必要な方に対しては、関係者の方とともに作成などを検討していく予定でございます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今お答えいただきました、まずこの在宅の避難行動要支援者の人数についてでございます。気山地区の在宅の避難行動要支援者は55名、うち支援者が決まっているのが14名、残り41名、つまり4分の3は誰が支援するのか把握されていないと、これがお答えでございました。

内閣府は、「大飯地域の緊急時対応」というものをつくっております。こういうものです。これは表紙なんですけど、分厚いものなんですけど、大飯原発が事故を起こしたときの周辺の緊急時対応、これは滋賀県、京都府、そういったところも入ります。原発ごとにつくるわけなんですけども、これは大飯原発が事故を起こした場合のものです。

この68ページなんですけど、福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置というページがございます。これを見ますと、大飯原発ですから今回と同じ想定なんですけど、避難したのは気山地区ですが、若狭町全域がUPZに入ります。若狭町全域のこのUPZ内の在宅の避難行動要支援者数というのが72名ということになっています。カッコ内は支援者が決まっているということですが、72名全員が支援者が決まっているという発表になっているわけです。

ついでに近隣で言いますと、小浜市は913名で、これも全部UPZです、全員が決まっています。高浜町は789名で、やっぱり全員が支援者が決まっています。美浜町は1,103名で、全員が支援者が決まっている、このようなデータになっています。これは平成31年4月、令和元年ですが、平成31年4月現在ということで発表されております。

ついでに、その後、1年ぐらい後につくられたものですが、美浜原発に関して美浜地域の緊急時対応というので言いますと、若狭町全域で72名、全員支援者が決まっているという発表になっています。後は省略します。これは令和2年のデータだということで発表されております。先ほどの福祉課長のデータよりはちょっと古いわけですが、数が大変少なく、そして全員支援者が決まっているということになっているわけです。

これが内閣府の在宅の避難行動要支援者に対する認識でございます。これを基に内閣府は避難計画をつくって、そして県が避難訓練をして、本町もやっているということになるわけです。このような現状では、これはもう避難計画は信頼に値しないと思います。

次に、この在宅の避難行動要支援者で重症患者の場合をお聞きしました。担架や車椅子では移動が困難、ベッドを離れられないような重症患者ということでお聞きしたわけなんです、今後検討されるということであったと思います。これは簡単に解決できる問題ではないと思いますけれども、放置しておくことは許されない問題だと思います。本当に事故が起こって避難しなければならない、このようなとき在宅の避難行動要支援者は間違いなく取り残される、これが現実だと思います。

次に、実際に事故が起こって避難ということになったときの町職員の配置について質問いたします。

今回の訓練で、今日は全員、朝日中学校に避難しましたが、実際には気山地区は朝日中学校、上瀬地区は常盤小学校が避難先になりますと、このような説明がありました。確かにそういう計画になっています。実際に避難となったとき、バス1台ごとに、また避難所1か所ごとに、少なくとも1名の町職員が配置されるのでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

今回の避難訓練におきましても、バス避難や避難所には本町職員を配置しました。実際に避難という事態となっても、本町職員の避難バスへの同乗と避難先への派遣をこれまでの訓練どおり実施していくことになります。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

訓練どおりに配置していくことになるということでございます。言い換えれば、現在、町の避難計画では、避難所ごとに担当する町職員が誰かということは、あらかじめ決められている。訓練はこれにのっとって行っていると、こういうことだろうと理解いたします。

仮に全町避難となった場合、避難所の数は、越前町に避難する場合は40か所、兵庫県に避難する場合は53か所に上ります。住民避難の引率だけでも最低これだけの町職

員が必要でございます。

原発事故のときには、町職員にはこの町民の避難誘導だけでなく、いろいろな任務が発生いたします。地震などの自然災害と複合した場合は最悪でございます。道路が不通で職員が参集できないということがあるかもしれません。職員自身が被災しているかもしれません。実際、能登などではそういう状況があったと思います。

本当に原発事故が起き避難が必要となったとき、町職員の数、マンパワーが足りない、対応できない、このように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

原子力災害が発生した場合には、国、県、町の原子力災害対策本部とは別に、国、県、町や自衛隊、消防などの防災機関、原子力事業者が原子力オフサイトセンターに参集し、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報共有しながら連携した災害対応などを講じることになっております。

能登半島地震のような状況や本町全域においての避難となれば、本町の職員のみでの対応は難しくなることも考えられます。そのため、若狭町地域防災計画の中においても住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するとしており、本町の職員のみでの対応が難しいと判断した場合には、原子力災害合同対策協議会などの中で協議することで、必要な支援を受けながら避難を実施していくこととなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

確かに東日本大震災、そして福島事故、あるいは能登の地震とか豪雨災害では、近隣や広域の自治体、あるいは関係機関の支援がございました。本町の職員、それから町内の消防や医療機関も支援に派遣されました。しかし、支援できるのは、普通、災害が起こった後の事後対策のようでございます。災害現場でのリアルタイムな支援はなかなか実施が容易でないように思います。

原発事故で緊急避難となった場合どうなのか、住民は必要な支援が受けられるのか、検討が必要かと思えます。このような点で言うならば、安定ヨウ素剤の事前配布などは、いざというときのマンパワー不足をカバーするのに有効であると思えます。

今回は、在宅の避難行動要支援者の問題、町職員のマンパワー不足の問題、このような問題を議論させていただきました。現在の避難計画では、実効性がありません。特に在宅の避難行動要支援者は、避難できずに取り残される危険が大であります。こんな状況なのに、政府の「原発最大限活用政策」によって、嶺南7基の老朽原発が60年を超えてまで運転が継続されかねません。老朽化した原発は当然事故の確率が高くなります。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えいたします。

60年を超えての原子力発電所の運転につきましては、令和7年6月6日に施行される原子炉等規制法の新制度に基づき、電力事業者からの申請があれば、国及び原子力規制委員会の審査を行い、認可を受けた場合に運転が可能となると認識しております。

昨年制定されましたGX脱炭素電源法において、エネルギー需要の安定化や脱炭素の観点から、安全確保を大前提に原子力の活用に向けた必要な措置を講ずることを国の責務と位置づけていることから、私といたしましては安全を最優先に、今後も国や電力事業者の動向を十分注視してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

安全を最優先にというお言葉でございました。

今回の避難訓練の参加者から、障害者の避難は難しいというアンケートの回答が出ております。本町の在宅の避難行動要支援者は気山地区だけで55人、うち41人は支援者が把握されていません。なのに内閣府は、若狭町全体で在宅の避難行動要支援者は72人、全員支援者が確定していると、このようなとんでもない認識の下に避難計画を策定しております。安全を優先にと言うなら、国や県の方針に右へ倣えではなく、町民の現実、町民の声を大切に物事を判断していただきたい。強く要望いたします。

次の質問に移ります。

町長の9月30日付のフェイスブックを拝見いたしました。9月28日、鳥羽地区戦没者追悼法要に参列した際、それに先立ちアニメ映画「誇り」の上映会があり、鳥羽小学校6年生たちもこれを鑑賞した、このように報告しておられます。

小学6年という学齢の児童たちがアニメ映画「誇り」を鑑賞したことについて、町長

の所感はいかがですか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、北原議員が私のフェイスブックを御覧いただいているということで、今、SNSが大変騒がれている中ではありますけども、こういったSNSを御覧いただいている点につきましてはありがたく思いますけども、そういった投稿の内容が、今回、質問の内容になるということですので、私の投稿した思いと併せて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、9月28日に鳥羽地区戦没者追悼法要が営まれ、今年は法要に先立ちアニメ映画「誇り」の上映がありました。そこに鳥羽小学校6年生の姿もあり、私も鑑賞させていただいたところでございます。上映後には、遺族会の会長様や副会長様が子どもたちに対して平和の尊さを熱心にお話しされておられましたので、私も大変感銘を受けたところでございます。

戦後80年がたとうとしている中で、悲惨な戦争の歴史を知り、平和について考える機会は、子どもたちだけでなく大人たちにも必要であると考えております。遺族会の活動を次世代に継承し、平和な社会を築いていくために熱心に活動をされておられる鳥羽地区遺族会や次世代の会の皆さんに敬意を表するとともに、大変意義のある上映会を開催していただいたと私は感謝しているところでございます。

世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻であったり、イスラエルとパレスチナの対立が続いております。戦闘に巻き込まれた子どもたちや民間人の貴い命が多く奪われている現状もでございます。さきの大戦のような悲惨な戦争を二度と繰り返さないためにも、我々世代が正しい歴史認識を持ち、次の世代に引き継いでいくことが重要であると認識しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、アニメ映画そのものに対するコメントはございませんでした。遺族会の方々が平和のために熱心に活動されている、このことに敬服すると、このようなお答えでございました。

では、鳥羽小学校6年生がこの上映会に参加するに至った経緯をお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

今回のアニメ映画の上映会の参加につきましては、戦争を知らない子どもたち、過去の戦争により多くの方々の命や財産が失われたことなどを知り、二度と悲惨な戦争がないよう、これからも平和を守っていくことの大切さを伝えるため、同日に開催された学級PTAの学級活動の集合時間前に自由参加として案内されたと聞いております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町長、それから教育委員会とも、小学6年の児童がアニメ映画「誇り」を鑑賞したことを肯定的に評価しておられるようでございます。この映画を鑑賞することによって、児童が平和の大切さを学ぶことができる、それが理由であると言われました。

平和が大切というのは、世界中の誰もが口にする抽象的なフレーズであります。現実、世の中ではこの言葉を枕言葉にして、平和が大切だから強大な軍事力を持たなければならない、国の平和を守るために敵と戦わなければならない、このような論理の展開になることもございます。いや、むしろ大方の戦争は国の平和を口実に行われると言っても過言ではありません。

私はアニメ映画「誇り」に関して質問を行っているわけですが、町長や教育委員会が今言われた平和が大切というフレーズは、取ってつけただけの飾り文句にしか受け取れません。戦争の悲惨さという点では、このアニメ映画は特攻隊員として命を捨てた青年に対するやるせなさを伝えてはいますが、日本で310万人、アジアで2千数百万人が犠牲となった戦争の悲惨さは伝えておりません。

このアニメ映画は、日本人は本当の歴史を知らないと断じて、

1、大東亜戦争は日本がアジアの国々を白人の支配から解放するために行った正義の戦争であった。

2、アメリカと戦争したのは鉱物資源の少ない日本にとってやむを得ないことであった。

3、東京裁判は、戦勝国が戦勝国であるということだけを理由に行った不当な裁判である。

4、アメリカの占領政策によって、日本人は自分の国の歴史や精神に誇りを持ってなくされてしまった。

5、これからの日本人は、自分の国の歴史や精神にもっと誇りを持つべきである。  
このような歴史観を解説するものとなっております。

私は偏見を持って言っているのではございません。このアニメ映画「誇り」は、インターネットを探せば出てまいります。関心があれば、ぜひ確認していただきたいと思えます。

国内では、一部にこのような歴史観が存在し、社会の中で議論の対象になっていることは事実であります。しかし、このような歴史観を小学6年の児童に直接持ち込むことは慎重でなくてはならないと思えます。それは、以下のような理由によります。

1、日本国憲法前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやう」、この憲法を決めたと述べております。戦前の政府の行為を間違ったものとして反省しております。また、教育基本法前文では、「我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立しその振興を図る」ためこの法律を制定すると、このようになっております。このアニメ映画の歴史感を子どもたちに教えることは、今紹介しました日本国憲法、教育基本法に反していると思えます。

2、学校教育（教科書・学習指導要領）は、このような歴史観に立脚しておりません。「日本人は本当の歴史を知らない」という主張は、現在の学校教育を否定するものであります。

3、「日中戦争は正義の戦争」、「アメリカの占領政策が日本人を駄目にした」、「東京裁判は不当」などという偏狭な考え方は、戦後、平和国家の建設を約束して日本が国際社会に復帰した事実を軽んじるものであります。中国、アメリカはもとより国際社会に受け入れられる考え方ではありません。「グローバルに活躍できる人材を育成する」という若狭町教育大綱にも反していると思えます。

4、このアニメ映画は、実際には採用されていませんが、当初、中学校社会科歴史の副教材として採用されることを狙ってつくられたものであります。小学校6年生段階では、歴史的事実に関する知識もまだ浅く、実際に「東京裁判」などと言っても、教わっていませんので児童は何のことか分かりません。このような段階で特定の歴史評価を一方的に教えることは単なる刷り込みになり、児童たちが将来自らの歴史認識を獲得する上での障害になります。

このような歴史観を子ども社会に持ち込むことには教育的観点から、たとえ学校教育以外の場であったとしても慎重でなくてはならないと思えます。教育長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

今回の鳥羽地区戦没者追悼法要におけるアニメ映画「誇り～伝えようこの日本のあゆみ～」については、公益社団法人日本青年会議所が、2006年に学校教育の教育素材として制作したアニメとのことです。先日の鳥羽地区戦没者追悼法要において、子どもたちに戦争と平和について学ばせたい、継承していきたいという思いで、次世代の会が熱心に取り組んでいる企画であると認識しております。

私もこのアニメ映画を拝見いたしました。30分弱のアニメで、平和学習の色合いが強いものと感じました。現在でもインターネット上で閲覧できるものでもあり、特段、視聴を制限するものではないと感じています。

ただし、現在、当町の学校教育の現場では、教育素材としての活用は行っておりません。学校教育の現場では、小学校6年生の社会科の歴史を学ぶ授業で、「長く続いた戦争と人々の暮らし」の中で、28ページにわたって戦争や平和について学んでおります。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

私は具体的に項目を挙げて指摘をいたしました。これに対するコメントはなく、平和学習の色合いが強いという、これまた抽象的な御答弁でございました。

今回、地域の特定団体がアニメ映画の上映会を行い、小学校の特定学年の児童にその鑑賞を呼びかけたと、このような出来事について教育的な側面から議論させていただきました。

子どもは学校・家庭・地域で育つと言われます。学校、家庭、地域、それぞれの教育力を高めることがよりよい教育・子育てにつながります。同時に、どんな子に育てるか、子育ての目標が学校、家庭、地域で同じ方向を向いていなければなりません。

若狭町教育振興基本計画、この5ページの「開かれた学校づくりの推進」というところですが、「家庭・地域・学校協議会により、学校運営や活動評価を行い、家庭、地域、学校が連携して教育活動の活性化を図り、地域に根差した開かれた学校づくりを推進します」、「地域行事への児童生徒の参加や学校行事などの教育活動への保護者や地域の人々の参画など、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します」と、このようなことが書かれております。

これは基本方針1、「学校教育の充実」という章なのですが、その章の中で、この

「開かれた学校づくり」ということが書かれている、その文面を紹介したわけなんです  
が、これは学校づくりということなんです、同時に家庭の教育力、地域の教育力の充  
実も図らなければならないということは明瞭であります。そして、よりよい教育の目指  
す方向が、学校・家庭・地域で共有されていなければならないことも論を待ちません。  
先ほど申しました。

教育基本法第1条、先ほど教育基本法の前文を紹介しましたが、今度は1条です。教  
育の目的です。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者  
として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない  
」とこのように述べております。

健全な主権者、つまり国民一人ひとりということですが、この健全な主権者を育  
てる、これが教育の目的であるんだということですね。学校・家庭・地域でこの教育の  
根幹が共有されなければなりません。「家庭・地域・学校協議会」、先ほどの町の振興  
基本計画にあるものですが、現在どのようなテーマで、どのような議論や活動が行われ  
ていますか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えいたします。

「家庭・地域・学校協議会」については、それぞれの学校において教職員、保護者、  
区長会、地域づくり協議会、民生委員児童委員の代表者の方や学識経験者など、およそ  
10名程度で構成されており、年2回程度実施しております。

この協議会では、各学校の運営の全体構想を示すスクールプランと、それに基づく学  
校の取組などの説明をし、地域に根差した学校づくりについて協議を行っております。  
学校の取組の中では、地域の特性に応じた特色ある学校づくりや、教育活動への地域人  
材の積極的活用について、また子どもの安全や居場所づくりについて、見守り活動の実  
施や子どもへの指導など情報共有するとともに、課題や助言などをいただきながら地域  
の特性を生かし、よりよい学校づくりを目指しているところです。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

家庭の教育力、地域の教育力、これを言っているわけなんです、今の「家庭・地  
域・学校協議会」では、このようなテーマを議論するには至っていないというような感

じでございました。

このようなテーマ、家庭の教育力、地域の教育力、こういったことも議論する、そしてその際、大局的な在り方としては、教育の専門家である学校教員が議論をリードすることが望ましいと、私はこのように思うわけなんです、見解はいかがでしょう。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えいたします。

「家庭・地域・学校協議会」は、国が進めているコミュニティ・スクールの「学校運営協議会」を福井型コミュニティ・スクールとして県内で推進しております。保護者・地域住民・学校の代表者が、子どもたちの成長や教育に関わる課題について、一元的に協議し、それぞれが責任を持って取り組むことにより、地域全体の教育力向上に資するものであり、家庭、地域、学校が連携し、地域の特性や実情を生かしながら、地域に根差した開かれた学校づくりを目指しております。

今後も引き続き地域の人たちに学校運営に参画していただき、地域とともに特色ある開かれた学校づくりを進めることが最善の方策であると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

この協議会は開かれた学校づくりということで、学校づくりの協議会ですから当然だと思ふんですけども、学校や先生が家庭内や地域内で行われる教育・子育て、ここに首を突っ込んであだこうだと物を言うのは当然限定的であるべきと思います。それにしても壁があるのが現実のようだと思います。

理想を言えば、お互いこういう家庭や地域での教育についても、フランクに話し合えるということがいいことだと思いますので、そういう方向に向かって進んでいくことを期待したいと思います。取りあえずは、この家庭や地域での教育・子育てに詳しい専門家などを招いて講演会などを開催する、そして、家庭の教育力、地域の教育力を高めていく、そのような機会が増えてもいいのではないかと、私はこのように思います。

私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

以上で、一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日11日から17日までの7日間、休会にしたい  
と思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、明日11日から17日までの7日間を休会とすること  
に決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午後 2時40分 散会)

